

モーリシャス
産業財産法
2019年法律第15号 2019年8月9日公布

目次

第I章 序

- 第1条 略称
- 第2条 解釈

第II章 管理

- 第3条 モーリシャス産業財産庁
- 第4条 長官
- 第5条 職員，審査官及び技術専門家
- 第6条 登録簿
- 第7条 知的所有権審議会
- 第8条 産業財産審判所
- 第9条 審判所の管轄権

第III章 特許，実用新案，特許協力条約

A節 特許

- 第10条 特許保護から除外される主題
- 第11条 特許を受けることができる発明
- 第12条 特許を受ける権利
- 第13条 特許出願
- 第14条 発明の単一性，出願の補正及び分割
- 第15条 優先権
- 第16条 外国出願に関する情報
- 第17条 出願日及び特許分
- 第18条 特許出願の公開
- 第19条 特許の審査
- 第20条 特許の付与又は拒絶
- 第21条 特許により与えられる権利
- 第22条 特許の存続期間
- 第23条 特許の強制ライセンス
- 第24条 強制ライセンス又は報酬を付与する決定に対する上訴
- 第25条 特許の付与の無効

B節 実用新案

- 第26条 実用新案保護から除外される主題
- 第27条 登録を受けることができる実用新案

- 第28条 実用新案の登録出願
- 第29条 実用新案の出願日
- 第30条 実用新案の審査及び登録
- 第31条 実用新案により与えられる権利
- 第32条 実用新案の存続期間
- 第33条 特許又は実用新案の出願変更
- 第34条 実用新案登録の無効

C節 特許協力条約

- 第35条 C節の解釈
- 第36条 モーリシャスを指定する国際出願
- 第37条 庁の職務
- 第38条 国内段階への移行
- 第39条 国内段階への不移行後の権利の回復
- 第40条 優先権の回復
- 第41条 国際出願の処理

第IV章 集積回路の回路配置

- 第42条 登録出願
- 第43条 回路配置の出願日
- 第44条 回路配置の登録
- 第45条 独創性
- 第46条 保護を受ける権利
- 第47条 保護の範囲
- 第48条 保護の開始及び存続期間
- 第49条 回路配置の登録の無効
- 第50条 政府機関又は第三者による実施

第V章 植物新品種の保護

- 第51条 第V章の解釈
- 第52条 内国民待遇
- 第53条 保護の要件
- 第54条 新規性
- 第55条 区別性
- 第56条 均一性
- 第57条 安定性
- 第58条 育成者権出願
- 第59条 育成者権の出願日
- 第60条 仮保護
- 第61条 優先権
- 第62条 出願の審査

- 第63条 育成者権の付与又は拒絶
- 第64条 育成者権の範囲
- 第65条 育成者権の存続期間
- 第66条 育成者権の例外
- 第67条 育成者権の消尽
- 第68条 育成者権の行使に対する制限
- 第69条 商業を規制する措置
- 第70条 品種名称
- 第71条 育成者権の無効
- 第72条 育成者権の取消

第VI章 ハーグ協定の適用を受ける意匠

A節 意匠

- 第73条 保護の要件
- 第74条 保護から除外される意匠
- 第75条 登録を受ける権利
- 第76条 意匠の登録出願
- 第77条 補正及び取下げ
- 第78条 優先権
- 第79条 意匠の出願日
- 第80条 出願の審査
- 第81条 意匠の登録及び公告
- 第82条 意匠の登録により与えられる権利
- 第83条 限定及び例外
- 第84条 意匠の存続期間
- 第85条 意匠の登録の無効

B節 ハーグ協定

- 第86条 B節の解釈
- 第87条 国際意匠登録出願
- 第88条 国際登録の効果
- 第89条 国際登録の審査及び国際事務局への通知
- 第90条 本法とハーグ協定との間の抵触

第VII章 商標、商号、地理的表示、マドリッド議定書

A節 商標

- 第91条 商標登録
- 第92条 登録出願
- 第93条 優先権
- 第94条 商標の出願日
- 第95条 分割、取下げ及び補正

- 第96条 審査，公告，異議申立及び登録
- 第97条 商標の存続期間
- 第98条 商標登録により与えられる権利
- 第99条 商標登録の無効
- 第100条 不使用を理由とした削除
- 第101条 団体商標
- 第102条 証明商標
- 第103条 登録商標の取消し並びに商品及び役務の限定

B節 商号

- 第104条 商号の保護

C節 地理的表示

- 第105条 保護の範囲
- 第106条 地理的表示のための出願
- 第107条 地理的表示の出願日
- 第108条 審査，公告，異議申立及び登録
- 第109条 排他権の範囲
- 第110条 限定及び例外
- 第111条 地理的表示の存続期間
- 第112条 地理的表示の登録の無効
- 第113条 登録簿の更正
- 第114条 登録の取消

D節 マドリッド議定書

- 第115条 D節の解釈
- 第116条 言語
- 第117条 モーリシャスが本国である国際出願の審査
- 第118条 証明
- 第119条 取扱手数料
- 第120条 基礎出願又は基礎登録の効果の終了
- 第121条 国際登録出願の公告及び異議申立
- 第122条 保護の職権による暫定的拒絶
- 第123条 異議申立に基づく保護の暫定的拒絶
- 第124条 保護の付与の声明
- 第125条 保護の暫定的拒絶後の決定
- 第126条 声明後の商標の保護に影響を与える決定
- 第127条 国際登録の効果
- 第128条 無効
- 第129条 国際登録簿への記録
- 第130条 団体商標及び証明商標

- 第131条 代替
- 第132条 転換
- 第133条 本法とマドリッド議定書との間の抵触

第VIII章 雑則

- 第134条 住所，出願及び所有権の変更
- 第135条 ライセンス
- 第136条 代理人
- 第137条 権利の保護
- 第138条 最高裁判所への上訴
- 第139条 違法行為
- 第140条 不正行為
- 第141条 規則
- 第142条 結果的改正
- 第143条 廃止
- 第144条 留保及び経過規定
- 第145条 施行

第I章 序

第1条 略称

本法は、2019年産業財産法として引用することができる。

第2条 解釈

本法において、

「外観」とは、製品の包装、形状、色彩又はその他の非機能的特性を意味する。

「ブダペスト条約」とは、改正された1977年4月28日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約を意味する。

「登録証」とは、特許、実用新案、回路配置、育成者権、意匠、商標又は地理的表示を、登録された権利の所有者以外の者による実施に対して保護するために付与される権原を証する書類を意味する。

「証明商標」とは、商品の出所、材料若しくは製造方法、役務の提供又はその品質、水準若しくはその他の特性に関して、商品又は役務を証明されていない他の商品又は役務と識別することができるものとして商標の所有者により証明された標識を意味する。

「団体商標」とは、登録出願において団体商標として指定され、団体商標登録所有者の監督下で標識を使用する様々な企業の商品若しくは役務の出所又はその他の共通の特性(品質を含む)を識別することができる視認可能な標識を意味する。

「権限を有する当局」とは、省の事務次官を意味する。

「強制ライセンス」とは、特許又は実用新案の所有者の同意なしに特許又は実用新案の実施許諾を、権限のある当局が、ある者に対して与えることを意味する。

「審議会」とは、知的所有権審議会を意味する。

「2003年8月30日の決定」とは、TRIPS協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言第6段落の実施に関する世界貿易機関一般理事会の2003年8月30日の決定を意味する。

「長官」とは、庁の長官を意味する。

「経済的つながり」とは、二者間のつながりであって、意匠の実施に関する決定的な影響力を次のとおり行使することができるつながりを意味する。

- (a) その一方が他方に対して、又は
- (b) 第三者がその双方に対して

「実施する」とは、次のことを意味する。

- (a) 製品である特許発明又は実用新案発明に関しては、
 - (i) 製品を作製し、輸入し、販売することを申し出、販売し、又は使用すること、又は
 - (ii) 本項(i)にいう目的の何れかで製品を保管すること
- (b) 方法である特許発明又は実用新案発明に関しては、
 - (i) 当該方法を使用すること、又は
 - (ii) 当該方法によって直接得られた製品に関して前項(a)にいう行為を行うこと
- (c) 登録回路配置に関しては、
 - (i) 集積回路に組み込むこと又はその他により、回路配置の全部又は一部を複製すること。ただし、第45条にいう独創性の要件に適合していない部分を複製することによる場合を除く、又は
 - (ii) 回路配置、回路配置が組み込まれた集積回路又は引き続き回路配置を含む限りにおいて、集積回路を組み込んだ物品を商業的目的で輸入し、販売し、又はその他の方法で頒布すること
- (d) 登録意匠に関しては、
 - (i) 登録意匠の複写又は実質的に複写である意匠を付した又は具現化した物品を作製し、販売し、又は輸入すること、又は
 - (ii) 意匠を具現化した物品を市場に流通させ、又は販売すること

「地理的表示」とは、商品がある国の領域又は当該国における地域若しくは地方を原産地とするものとして特定する表示であって、商品の所与の品質、評判又はその他の特性がその地理的原産地に本質的に帰せられるものを意味する。

「意匠」とは、その特徴、特に物品又はその装飾の形状、線、輪郭、色彩、織り方又は材料から生じる物品の外観を意味する。

「産業財産権」とは、特許、実用新案、回路配置、育成者権、意匠、商標、商号及び地理的表示を含む。

「産業」とは、

- (a) 商品又は役務の生産につながる人の経済活動を意味し、
- (b) 手工業、農業、漁業及びその他の役務を含む。

「集積回路」とは、次に該当する最終又は中間形態の製品を意味する。

- (a) 素子の少なくとも1が能動素子であり、相互接続の一部又は全部が1つの材料の中又は上に一体に形成されていること、及び
- (b) 電子的機能を果たすことを意図していること

「知的所有権審議会」とは、第7条にいう審議会を意味する。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局を意味する。

「国際分類」とは、次のものを意味する。

- (a) 特許に関しては、改正された1971年3月24日の国際特許分類に関するストラスブール協定により定められた分類
- (b) 意匠に関しては、改正された1968年10月8日の意匠の国際分類を定めるロカルノ協定による分類
- (c) 商標に関しては、改正された1957年6月15日の標章登録のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定による分類
- (d) 商標に関しては、改正された標章の図形要素の国際分類を定めるウィーン協定(1973年)により定められた商標の図形要素のウィーン分類

「発明」とは、発明者の着想であって、実際に、技術分野における特定の課題の解決手段を提供する、製品若しくは方法又はそれらに関連するものを意味する。

「弁護士」は、弁護士法におけるものと同一の意味を有する。

「回路配置」とは、表現の如何を問わず、集積回路の素子(少なくとも1が能動素子である)及び相互接続の一部若しくは全部の三次元配置又は製造が意図されている集積回路のために準備された当該三次元配置を意味する。

「商標」とは、

- (a) ある企業の商品又は役務を他の企業の商品又は役務と識別することができる視覚的に認識可能な標識又は標識の組合せを意味し、
- (b) 次のものを含む。
 - (i) 証明商標及び団体商標、及び
 - (ii) 単語、文字、数字、図形、図画、色彩の組合せ、商品若しくは商品の一部の形状又は商品の包装若しくはその他の形態

「大臣」とは、産業財産権に係る事項についての責任を割り当てられた大臣を意味する。

「省」とは、産業財産に係る事項について責任を負う省を意味する。

「庁」とは、第3条にいうモーリシャス産業財産庁を意味する。

「パリ条約」とは、改正された1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約を意味する。

「特許」とは、発明を保護するために付与される権原を意味する。

「先行技術」とは、登録証のための出願の出願日又は該当する場合は、優先日前に、有形の形態での公表、口頭による開示、使用又はその他の方法の何れによるかを問わず、世界の何れかの場所で公然と開示されたあらゆるものを含む。ただし、次に該当する開示によるもの

を除く。

- (a) 出願日又は優先日前12月以内に行われたこと、及び
- (b) 出願人若しくはその前権利者により行われた行為又は出願人若しくはその前権利者に対する第三者による濫用行為の後に行われたこと

「優先日」とは、本法に基づく及びパリ条約に規定する優先権主張の基礎として用いられる産業財産権に係る先の出願の出願日を意味する。

「生産者」とは、次の者を意味する。

- (a) 農産物の生産者又は天然物を開発する者、又は
- (b) 手工業又は工業製品の製造者

「製品」とは、天然物若しくは農産物又は手工業若しくは工業の製品を意味する。

「登録簿」とは、第6条にいう登録簿を意味する。

「商号」とは、企業を特定するために業として使用される名称又は呼称を意味する。

「審判所」とは、第8条にいう産業財産審判所を意味する。

「TRIPS協定」とは、1994年4月15日にモロッコのマラケシュにおいて署名された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Cに含まれる知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を意味する。

「実用新案」とは、機能性又は有用性を高める対象物の新規な形状若しくは構造又は構成要素からなる技術的創作物を意味する。

第II章 管理

第3条 モーリシャス産業財産庁

- (1) モーリシャス産業財産庁として知られる省内の部門を置くものとする。
- (2) 庁の目的は、次のことである。
 - (a) 本法を管理し、施行すること、及び
 - (b) 本法の適用を受ける産業財産権の保護、推進及び発展を支援すること
- (3) 庁は、その目的を達成するのに必要である権限を有し、とりわけ、次のことを行うことができる。
 - (a) 産業財産の発展のための戦略、計画及び行動計画を実行すること
 - (b) 産業財産のデータベースを編纂し、維持すること
 - (c) 産業財産に関する教育及び啓発プログラムを考案し、その作成を支援すること
 - (d) 産業財産に係る研究を引き受け、その実施を支援すること
- (4) 大臣は、庁に対し、必要と考える本法に反しない一般的性格の書面による指示を出すことができ、庁は、当該指示を遵守する。

第4条 長官

- (1) 庁は、長官により管理され、長官は、
 - (a) 公務員であり、
 - (b) 公益事業委員会により任命され、
 - (c) 部門の日常業務の監督、運営及び管理について責任を負う。
- (2) 長官は、
 - (a) 登録証のための出願を受領したときは、
 - (i) 出願に出願日を付与し、
 - (ii) 出願を審査し、
 - (iii) 適切な場合は、特許権又は育成者権を付与し、
 - (iv) 適切な場合は、実用新案、回路配置、意匠、商標又は地理的表示を登録し、
 - (v) 特許権若しくは育成者権の付与又は(iv)に記載の登録に関する関連する情報を公告させ、
 - (b) 出願の詳細及び到達した決定を適切な登録簿に記録し、
 - (c) 自らの発意により又は不服申立を受領したときは、本法又は不正行為防止(産業財産権)法に基づく違法行為の疑いを捜査し、
 - (d) 本法に規定する権利に関して、庁の方針及び手続が関連する国際標準及び指針に確実に適合するようにする。
- (3) 事情により正当化されることに長官が納得した場合において、書面による請求を受領したとき、長官は、本法に基づいて行うことを要求される行為を行うための期間を、関係当事

者に通知することにより、長官が決定する条件で延長することができる。

(4) 長官は、本法に従うことを条件に、自らに提出された出願若しくは書類又は本法に従って行われた記録における、翻訳又は転記の誤り、誤記又は錯誤を補正することができる。

(5)

(a) 長官は、本法に基づく捜査を実施する目的で、場合に応じて、警察長官又は公務員の長により当該目的で指名された警察官又はその他の公務員の役務を利用することができる。

(b) 警察長官は、長官が本法に基づく職務を遂行できるように、長官に必要な支援を行う。

(6) 長官は、庁の職務を遂行し、本法又は不正行為防止(産業財産権)法を執行するのに必要な権限を有し、特に、次のことを行うことができる。

(a) 捜査されている者に対し、捜査に関連する可能性のある情報又は書類を提供するよう要求すること

(b) 公務員に対し、自らが保管している情報又は書類を提供するよう要求すること

(c) 長官又はその職員の何れかに対し、すべての合理的な時期に、施設に立ち入り、搜索し、実施されている捜査に関連性のある書類又は資料を保全し、留置する権限を与える命令を裁判所の裁判官に申請すること

(d) 捜査に関連する可能性のある書類又は商品を留置すること

(7) 本条(2)(c)に基づく捜査の後に、本法又は不正行為防止(産業財産権)法に基づく違法行為が犯されたと長官が結論付けた場合、長官は、事件を公訴局長官に付託する。

(8) 長官は、本法及び不正行為防止(産業財産権)法に基づく責務の遂行に当たって、行政手続をとることができる。

第5条 職員、審査官及び技術専門家

(1) 職務の適切な遂行に当たって長官を支援するのに必要な公務員を庁に配属する。

(2) 庁に配属される職員は、公務員であり、長官の行政監督下にあるものとする。

(3) 長官は、大臣の承認を条件に、自らが決定する審査官及び技術専門家を自らが決定する条件で、臨時に任命することができる。

第6条 登録簿

(1) 庁は、特許、実用新案、回路配置、育成者権、意匠、商標及び地理的表示について別個の登録簿を備える。

(2) 本法に規定するすべての記載及び記録は、適切に登録簿に記入される。

(3) 第135条(1)に従うことを条件に、何人も、所定の条件の下で、所定の手数料を納付する

ことにより、登録簿を閲覧し、その抄本を取得することができる。

第7条 知的所有権審議会

- (1) 次の者からなる知的所有権審議会を置くものとする。
 - (a) 法学修士号(L.L.M.)又は経済学修士号の所有者であり、知的所有権の分野で少なくとも5年の経験が証明されており、分析技能を有し、首相と協議した後に大臣により任命される議長
 - (b) 長官
 - (c) 農業に係る事項について責任を負う省の代表者1名
 - (d) 芸術及び文化に係る事項について責任を負う省の代表者1名
 - (e) 教育に係る事項について責任を負う省の代表者1名
 - (f) 健康に係る事項について責任を負う省の代表者1名
 - (g) イノベーションに係る事項について責任を負う省の代表者1名
 - (h) 法務長官府の代表者1名
 - (i) モーリシャス学術研究会議の代表者1名
 - (j) モーリシャス歳入庁の関税局の代表者1名
 - (k) 警察の著作権侵害対策課の代表者1名
 - (l) 経済開発総局の代表者1名、及び
 - (m) 知的所有権に係る幅広い知識及び経験を有し、大臣により任命される民間部門からの代表者2名
- (2)
 - (a) 本条(1)(a)及び(m)に記載の審議会構成員は、任期を2年間とし、更に2年間再任することができる。
 - (b) 審議会の構成員には、大臣が決定する手当が支払われる。
- (3)
 - (a) 審議会は、
 - (i) 知的所有権に関する事項について大臣に助言し、
 - (ii) 知的所有権政策の策定及び知的所有権の行使における公共部門と民間部門との間の調整を確保する。
 - (b) 審議会のいかなる会合でも、9名の構成員を定足数とする。
- (4)
 - (a) 審議会は、議長が決定する日時及び場所で毎月少なくとも1回開催される。
 - (b) 議長が会合を欠席した場合、出席している構成員は、会合の議長を務める構成員を選出する。
 - (c) 長官は、審議会の書記として庁の職員を指名する。
- (5) 審議会は、職務の遂行に当たって審議会を支援するために必要と考える委員会を設置することができる。
- (6) 本条に従うことを条件に、審議会は、その手続を自らが決定する方法により規制する。

第8条 産業財産審判所

- (1) 次の者からなる産業財産審判所を置くものとする。
 - (a) 5年以上の経歴を有する弁護士であり、産業財産権の分野で経験を有する議長、及び
 - (b) 産業財産権、金融又は経営管理の分野で経験を有し、首相と協議した後に大臣により任命される3名以下の他の構成員
- (2) 審判所の構成員は、議長を含め、任期を5年間とする。
- (3) 事件を審理し、決定する目的で、審判所は、議長及び2名の他の構成員からなるものとする。
- (4) 審判所の構成員には、大臣が決定する条件で任命され、大臣が決定する謝礼を支払う。
- (5) 内閣官房長官及び公務員の長は、公益事業委員会の承認を得て、次の者を指名することができる。
 - (a) 職務の遂行に当たって審判所を支援するのに適切な公務員
 - (b) 審判所の記録官とする公務員

第9条 審判所の管轄権

- (1) 審判所は、次の事件を審理し、決定する管轄権を有する。
 - (a) 自己の登録証のための出願を拒絶する長官の決定により不利益を受けたと感じる者による審判請求
 - (b) 産業財産権の登録に対する自己の異議申立を拒絶する長官の決定により不利益を受けたと感じる者による審判請求
 - (c) 特許の付与、植物品種の保護又は実用新案、回路配置、意匠、商標若しくは地理的表示の登録について、無効を求める利害関係人による審判所への請求
- (2) 本条(1)(a)又は(b)に基づく審判所への審判請求は、次のとおりとする。
 - (a) 不利益を受けた者が長官の決定の書面による通知を受領した日から28日以内に提出すること
 - (b) 審判所が決定する様式及び方法によること
- (3) 本条(1)(c)に基づく無効請求は、審判所が決定する様式及び方法によるものとする。
- (4) 審判所は、議長が決定する日時及び場所で開廷する。
- (5) 審判所は、本法に従うことを条件に、自らの手続を規制するものとし、次のことを行うことができる。
 - (a) その手続の実施に必要と考える人の出頭及び物品又は書類の提出を要求する命令をすること、及び
 - (b) 宣誓に基づく証言を取ること

(6) 審判請求を審理する目的で、審判所は、長官が下した決定を確認し、修正し、若しくは取り消し、又は適切と考える決定をすることができる。

(7) 本条(1)(a)若しくは(b)に基づく審判請求又は本条(1)(c)に基づく請求を審理する目的で、審判所は、必要な場合は、当事者を聴聞し、適切な場合は、特許の付与又は植物品種の保護又は実用新案、回路配置、意匠、商標若しくは地理的表示の登録が許可されるか否か、及び使用の方法若しくは場所又はその他に関して如何なる条件又は限定に従うことを条件に許可されるかを決定する命令をする。

(8) 本条(1)(b)に基づく審判請求において、異議申立を通知した当事者が自己の異議申立通知に記述した理由以外に、特許の付与、植物品種の保護又は実用新案、回路配置、意匠、商標若しくは地理的表示の登録に対する異議申立に係る如何なる追加の理由も、審判所の許可がない限り、当該当事者には認められない。

(9) 審判所が本条(8)に基づいて異議申立の追加の理由を認めた後に、被申立人が自己の出願を取り下げることを選定した場合、被申立人は、審判所が本条(8)に基づく許可を与えた日から1月以内に、その旨を審判所及び審判請求人に通知するものとし、被申立人に対しては、如何なる費用も課されない。

(10) 本条に基づく審判請求において、審判所は、審判請求の当事者を聴聞した後に、登録又は付与される予定の産業財産権を、その同一性に実質的に影響を与えない方法により修正を命じることができる。

(11) 出願人は、本条(10)に基づく産業財産権の修正を新聞2紙において公表し、そのうち1紙は、産業財産権が登録又は付与される前に長官の承認を受けるものとする。

(12)

(a) 審判請求を通知した又は無効を請求した当事者がモーリシャスに居住せず、又は事業を行っておらず、かつ、モーリシャスに財産を所有しない場合、審判所は、当該当事者に対し、審判請求又は無効申請の審理前の手続に関する費用の担保を提供するよう要求することができるが、当該担保が提供されない場合は、審判請求又は無効請求を放棄されたものとして取り扱うことができる。

(b) 審判所が本項(a)に基づいて審判請求又は無効請求を放棄されたものとして取り扱う場合、審判所は、当該審判請求又は請求を無効にする。

第III章 特許，実用新案，特許協力条約

A節 特許

第10条 特許保護から除外される主題

次のものは，特許保護から除外される。

- (a) 発見，科学的理論及び数学的方法
- (b) 文学，演劇，音楽又は芸術の作品及びその他の美的創作物
- (c) 事業，純粹に精神的な行為及び遊戯を行うための計画，規則又は方法
- (d) コンピュータ・プログラム
- (e) 人又は動物の身体に対して行われる診断方法を含む，手術又は治療により人又は動物の身体を処置するための方法
- (f) 新規な用途が発見された既知の物質であって，用途それ自体には該当せず，当該物質が第11条に基づく特許を受けることができる発明を構成する場合
- (g) 微生物以外の植物及び動物(その一部を含む)並びに非生物学的及び微生物学的方法以外の植物又は動物及びその一部を生産するための本質的に生物学的な方法，及び
- (h) 発明の商業的实施が法律により禁止されるか否かを問わず，主な又は意図された用途が公の秩序又は道徳に反することになる発明

第11条 特許を受けることができる発明

(1) 発明は，次に該当する場合は，特許を受けることができる。

- (a) 新規であること
- (b) 進歩性を伴うこと，及び
- (c) 産業上利用可能であること

(2) 発明は，先行技術により新規性を否定されない場合は，新規である。

(3) 発明は，クレームされた発明と先行技術との間の相違点及び類似点を考慮して，クレームされた発明が全体として，クレームされた発明の出願日又は該当する場合は，優先日時点で，当該技術の熟練者にとって自明でなかったと思われる場合は，進歩性を伴う。

(4) 発明は，産業において作製又は実施することができる場合は，産業上利用可能である。

第12条 特許を受ける権利

(1) 特許を受ける権利は，発明者に属する。

(2) 2以上の者が共同で発明をなした場合は，特許を受ける権利は，それらの者に共同で属する。

(3) 2以上の者が互いに独立して同一の発明をなした場合は，その出願が最先の出願日を有する者又は優先権が主張されるときは最先の有効に主張された優先日を有する者が，特許を

受ける権利を有する。ただし、当該出願が取下げ、放棄又は拒絶されている場合を除く。

(4)

(a) 本項(b)に従うことを条件に、雇用契約の履行中に又は雇用契約に基づいて発明がなされた場合、特許を受ける権利は、契約による別段の規定がない限り、雇用者に属する。

(b) 雇用者が得た経済的利益が、従業者の給与及び雇用者が従業者を雇用した時点で雇用者が有したその従業者の発明成果からの利益の合理的な期待と比較して不相応に高い場合、従業者は、適切な補償金を受ける権原を有し、当該補償金は、発明の実施から雇用者が得た直接及び間接の純利益の3分の1未満であってはならない。

(5) 次の場合は、特許を受ける権利は、契約による別段の規定がない限り、雇用者に属するが、従業者は、適切な補償金を受ける権原を有し、当該補償金は、発明の実施から雇用者が得た直接及び間接の純利益の3分の1未満であってはならない。

(a) 従業者が、雇用契約の履行中又は雇用契約に基づく以外で発明をなしたが、

(b) 従業者が発明をなすために雇用者の材料、データ又はノウハウを使用した場合

(6) 雇用契約の終了日から1年以内に従業者が提出した特許出願においてクレームされた発明であって、元雇用者の主要な事業の範囲内にあるものは、従業者が反証を提出しない限り、終了した契約に基づいてなされたものと推定される。

(7) 発明者がその雇用者に対して行った本条に基づいて受ける権原を有する報酬を放棄する旨の約束又は保証は、無効とし、効力を有さない。

(8)

(a) (i) 雇用者の補償金支払義務は、特許を受けることができる発明をなし、実施することから生じる。

(ii) 雇用者が特許の取得に成功しなかったこと又はその取得を怠ったことは、雇用者に対し、従業者への補償金の支払を免除するものではない。

(b) (i) 雇用者は、発明をなしたことに係る従業者からの連絡の受領日から60日以内に、雇用者が発明に関心を有さない旨及び従業者が特許を受ける権利を排他的に取得することができる旨を従業者に書面により通知することができる。

(ii) 雇用者が(i)にいう通知をしない場合は、雇用者は、発明に関心を有するものとみなされる。

(c) 従業者が発明を商業的に実施する場合、雇用者は、従業者が発明をなす際に使用した材料、データ又はノウハウの経済的価値に比例した補償金を受ける権原を有する。

(9) 雇用者が、発明をなしたことについての従業者からの書面による通知を受領した日から1年以内に特許を出願しない場合、特許を受ける権利は、従業者に属する。

(10) 特許を受ける権利は、譲渡することができ、又は承継により移転することができる。

(11)

- (a) 発明者は、特許において発明者として記名される。ただし、発明者が、長官に対し、書面により、不記名を請求した場合はこの限りでない。
- (b) 発明者が何人かに対して行った(a)に基づく請求をなす旨の約束又は保証は、無効とし、効力を有さない。

第13条 特許出願

(1) 特許出願は、次のとおりとする。

- (a) 長官が決定する様式及び方法により長官に提出すること、及び
- (b) 所定の返還されない手数料の納付を伴うこと

(2) 出願には、次の事項を含めるものとする。

- (a) 出願人、発明者及びその代理人(いる場合)の名称及びこれらの者に関するその他の所定のデータ
- (b) 発明の名称、発明の明細書及びクレーム(図面及び要約書を含む)
- (c) 出願人が発明者でない場合は、特許を受ける出願人の権利を正当化する陳述、及び
- (d) 出願人の通常の居住地又は主たる事業所がモーリシャス国外にある場合は、第136条に従う書類の送達用のモーリシャス国内の宛先

(3)

(a) 本条(2)(b)にいう明細書は、次のとおりとする。

- (i) 当該技術の熟練者が発明を実施するのに十分に明確かつ完全である方法により発明を説明し、開示すること、及び
- (ii) 当該出願の出願日又は該当する場合は、優先日時点で発明者が知っている、発明を実施するためのベストモードを表示すること

(b) 発明の特許がクレームされ、当該発明を作製するための方法が、他の特許出願の明細書におけるその説明による場合を含め、一般に知られていない場合、特許出願は、当該技術の熟練者が当該方法を実施するのに十分に明確かつ完全である方法により当該発明を説明するものとする。

(c) 明細書が、出願日に当該技術の熟練者が過度の実験なしに発明を作製し、実施することができるのに十分な情報を提供する場合、クレームされた発明の明細書は、十分に明確かつ完全であるものとみなされる。

(d) 本条(2)(b)にいう明細書は、次の事項の明確な特定を含むものとする。

- (i) モーリシャスにおいて収集され、発明をなす際に直接又は間接に使用された遺伝資源又は生物資源の出所、及び
- (ii) 当該資源に関連する又は関連しない伝統的知識の要素であって、モーリシャスの事前の情報に基づく同意を得て、クレームされた発明をなす際に直接又は間接に使用されたもの

(e) 長官は、特許の付与前はいつでも、技術の普及を確保するために、外国特許出願における明細書をモーリシャス国民の当該技術分野における通常の技能に適合させるよう要求することができる。

(f) (i) 長官は、微生物に関する特許出願の場合において、出願人が、ブダペスト条約に従

って、微生物が国際寄託当局に寄託された旨の宣言を含む出願を提出したときは、(a)に適合しているとみなす。

(ii) 出願人が国際寄託当局により発行された受託証の写しを長官に提供した場合、長官は、国際寄託当局により表示された寄託及びその日付を受理する。

(4) 本条(2)(b)に基づくクレームは、次のとおりとする。

- (a) 保護を求める主題を定義すること
- (b) 明確かつ簡潔であること、及び
- (c) クレームが、出願人が出願日時点でクレームされた発明を所有していたことを当該技術の熟練者に合理的に伝達する場合は、明細書により完全に裏付けられていること

(5) 出願人は、発明を理解するのに図面が必要である場合は、図面を出願に含めるものとする。

(6) 本条(2)(b)に基づく要約書は、次のとおりとする。

- (a) 簡潔かつ正確であること
- (b) 技術情報としてのみ用いられること
- (c) 保護の範囲を解釈する目的で考慮されないこと、及び
- (d) 長官による別段の指示がない限り、50語以上150語以下であること

(7) 所定の手数料が納付されない場合、長官は、書面により、通知の受領日から2月以内に納付がなされない限り、出願は、提出されなかったものとみなされる旨を出願人に通知する。

(8)

- (a) 出願人は、出願が付与を受ける前に、所定の手数料の納付により、出願を取り下げることができる。
- (b) 出願が公衆の閲覧に供されることなく取り下げられ、当該出願に関連して如何なる権利も主張されておらず、又は未解決の権利がない場合は、同一の発明に関して後の出願をなすことができる。
- (c) 後の出願を提出するときは、取り下げられた出願に基づく如何なる優先権も主張することができない。

第14条 発明の単一性、出願の補正及び分割

(1) 特許出願は、1の発明のみ又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している1群の発明に関するものとする。

(2) 出願人は、出願が付与を受ける前はいつでも、書面により、出願を補正することができる。ただし、当該補正が原出願においてクレームされた事項を超えない場合に限る。

(3)

- (a) 出願人は、出願が公衆の閲覧に供される前に、出願を2以上の分割出願に分割することができる。分割出願は、原出願に開示された事項を超えてはならない。

(b) すべての分割出願は、原出願の出願日又は該当する場合は、優先日を得る資格を有する。

(4) 本条(1)に基づく発明の単一性の要件に適合していなかった出願に従って特許が付与された場合、当該不適合は、特許の無効理由とはならない。

第15条 優先権

(1) 特許出願は、パリ条約に従って、先の出願の出願日から12月以内はいつでも、同条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国において又はこれらの国について、出願人又はその前権利者により提出された1又は複数の先の国内出願又は広域出願の優先権を主張する宣言を含むことができる。

(2)

(a) 出願が本条(1)に基づく宣言を含む場合、長官は、出願人に対し、所定の期間内に、先の出願が提出された当局により正確であると証明された先の出願の写しを提出するよう請求することができる。

(b) 長官は、出願が提出された当局により発行された(a)にいう証明の様式及び内容を受理する。

(c) 長官は、本項(a)に記載の先の出願の写しをデータベースから取得することができる。

(3) 出願人が本条(2)(a)に基づく請求に応じない場合、宣言は、なされなかったものとみなされる。

(4) 出願が本条(1)にいう宣言を含む場合は、当該出願は、パリ条約に規定する、前の12月の期間中に行われた行為を理由に無効とされず、如何なる当該行為も、第三者の権利又は個人所有の権利を生じさせない。

第16条 外国出願に関する情報

(1) 出願人は、長官から請求があった場合、出願においてクレームされた発明と同一又は本質的に同一の発明に関して出願人又はその前権利者により国外において提出された特許出願の日付及び詳細を提出する。

(2) 出願人は、本条(1)に記載の外国出願に関して、次のものの写しを提出する。

(a) 外国出願に関して実施された調査又は審査の結果に関して出願人が受領した通信

(b) 外国出願に基づいて付与された特許

(c) 外国出願を拒絶する又は出願において請求された付与を拒絶する最終決定、及び

(d) 外国出願に基づいて付与された特許を無効とする最終決定

第17条 出願日及び特許分類

(1) 長官は、特許出願が、受領の時点で、所定の手数料を伴い、かつ、次の事項を含む場合は、出願の受領日を出願日とみなす。

(a) 特許の付与を求める旨の明示又は黙示の表示

- (b) 出願人の身元及び庁からの連絡を受けることができる場所の表示、及び
- (c) 発明の明細書
- (2)
 - (a) 出願が、受領の時点で、本条(1)に適合していない場合、長官は、出願人に対し、長官が決定する期間内に所要の補正を提出するよう催告する。
 - (b) 出願人が所要の期限内に必要な補正を提出しない場合、出願は、放棄されたものとみなされる。
- (3) 出願が出願に含まれない図面に言及している場合、長官は、出願人に対し、欠落した図面を提出するよう請求することができる。
- (4) 出願人が本条(3)に基づく請求に応じた場合、長官は、欠落した図面の受領日を出願日として付与する。
- (5) 出願人が本条(3)に基づく請求に応じない場合、長官は、出願の受領日を出願日として付与し、当該図面への言及を存在しないものとして取り扱う。
- (6) 長官は、出願に出願日を付与した後に、国際分類に従う発明の分類へと進む。

第18条 特許出願の公開

- (1)
 - (a) 長官は、出願日から18月後に、
 - (i) 特許出願を公衆の閲覧に供し、
 - (ii) 出願を閲覧に供することを公報において公示する。
 - (b) 本項(a)(ii)にいう公示には、次の事項を含めるものとする。
 - (i) 出願の番号及び出願日
 - (ii) 発明の名称
 - (iii) 該当する場合は、優先日
 - (iv) 出願人及び発明者の名称
 - (v) 承認された代理人(いる場合)の名称及び住所
 - (vi) 国際分類
 - (vii) 発明の主要な要素を示す1の図面(ある場合)、及び
 - (viii) 要約書
 - (c) 長官は、出願を閲覧に供することを庁のウェブサイトで公示することができる。
 - (d) 利害関係人は、所定の手数料の納付により、公衆の閲覧に供された特許出願の写しを受領する。
- (2) 特許の出願人は、所定の手数料の納付により、出願日から本条(1)に定める18月の期間が徒過するまではいつでも、長官に対し、出願を公衆の閲覧に供し、同項にいう公示を請求することができる。

(3)

- (a) 利害関係人は、所定の期間内に、所定の手数料の納付を条件として、異議申立通知を長官に提出することができる。
- (b) 異議申立通知には、異議申立人を特定し、すべての関連する証拠を含め、異議申立人が特許の付与に異議を申し立てるために適切と考える理由を明記するものとする。
- (c) 長官は、異議申立通知の写しを出願人に提供する。
- (d) 出願人は、所定の期間内に、答弁書を提出することができる。
- (e) 長官は、出願人及び異議申立人が自らの立場を主張し、入手可能な場合は、口頭の証拠を含む追加の証拠を提出するための聴聞を実施することができる。

第19条 特許の審査

(1) 長官は、発明を分類した後に、次のことを検証するために出願を審査する。

- (a) 出願が第11条に適合しているか否か、及び
- (b) 第16条に基づいて請求された情報が提出されているか否か

(2) 本条(1)の適用上、長官は、第13条にいう情報を考慮する。

(3)

- (a) 出願が(1)の要件を満たしていない場合は、長官は、出願人に対し、長官が決定する期間内に出願の不備を補正するよう請求する。
- (b) 本項(a)に基づいてなされた請求に所要の期限内に応じない場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。

第20条 特許の付与又は拒絶

(1) 特許出願が本法の規定に適合していることに長官が納得した場合、長官は、特許を付与する。

(2) 長官が特許出願を拒絶した場合、長官は、出願人に書面により通知する。

(3) 特許が付与された場合は、長官は、

- (a) 特許証及び特許の写しを出願人に発行し、
- (b) 特許を適切な登録簿に記録し、
- (c) 特許の付与を公報において公示し、
- (d) 所定の手数料の納付により、特許の写しを公衆の利用に供する。

(4)

- (a) 本項(b)に従うことを条件として、長官は、特許の所有者の請求に応じて、所定の手数料の納付を条件に、与えられた保護の範囲を限定するために、特許の本文又は図面に変更を加えることができる。
- (b) 長官は、特許に基づいて与えられた保護が原出願においてクレームされた保護を超えることになる変更を加えてはならない。

第21条 特許により与えられる権利

(1)

- (a) 特許は、その所有者に対し、他者が特許発明を実施することを防止する権利を与える。
- (b) 特許の所有者の権利は、特許出願に記載されたクレームにより定義される。

(2) 特許の付与により与えられる権利は、次のことには及ばない。

- (a) モーリシャス又は国外において特許の所有者により又はその同意を得て市場を流通する製品に関する行為
- (b) モーリシャスの領空、領土又は領海に一時的に又は偶発的に入った他国の航空機、陸上車両又は船舶における製品の使用
- (c) 私的にかつ非商業的規模で又は非商業的目的で行われる行為であって、特許所有者の経済的利益を著しく害さないもの
- (d) 登録医、歯科専門医又は口腔外科医により出された処方箋に従う個人用医薬に関する薬局における即座の調合行為
- (e) 特許発明の主題に関する又はそれを用いた実験的及び科学的な研究のために行われる行為
- (f) 学術環境において実行される行為であって、当該活動の成果が公用に供される予定であり、当該行為が特許所有者の経済的利益を著しく害さない場合
- (g) 善意で、特許が付与される出願の出願日又は該当する場合は、優先日前に、モーリシャスにおいて発明を実施していた又は当該実施のための有効かつ真摯な準備をしていた者により行われる行為、又は
- (h) 製品の製造、組立、使用又は販売を規制するモーリシャス又は外国の法律に基づいて求められる開発及び情報の提供について、合理的な用途にのみ、特許発明を製造、組立、使用又は販売するために、何人かにより行われる行為

第22条 特許の存続期間

(1) 本条(2)に従うことを条件に、特許は、特許出願の出願日から20年後に満了する。

(2)

- (a) 特許又は特許出願を維持する目的で、特許所有者は、所定の期間内に、所定の年金を長官に納付しなければならない。
- (b) 本項(a)に定める年金が所定の期間内に納付されない場合、長官は、年金及び所定の追加料金の納付について6月の猶予を特許所有者に付与することができる。
- (c) 所定の年金が本項に従って納付されない場合は、
 - (i) 特許出願は、取り下げられたものとみなされ、
 - (ii) 特許は、失効する。
- (d) 所定の年金の不納付が合理的な理由に起因していたこと及び第三者が有し得る権利が不当に侵害されないことに長官が納得した場合、長官は、納付がなされるべきであった時期から1年以内に、所定の手数料の納付を条件として、失効した特許を回復することができる。

第23条 特許の強制ライセンス

(1) 本条(3)に従うことを条件に、次の権限を有する当局が納得した場合、当該当局は、特許の所有者の同意なしに、特許発明を実施することを政府機関又は第三者に許諾することができる。

- (a) 国家安全保障、栄養、健康又は国民経済のその他の重要部門の発展を含め、公共の利益に必要であること
- (b) 特許の所有者又はそのライセンシーによる実施方法が反競争的であること及び本項に従う発明の実施が当該慣行を是正することを司法機関又は行政機関が決定したこと
- (c) 特許の所有者が自己の排他権を濫用的に行使しており、又はそのライセンシーが当該権利を濫用的に行使することを防止するための措置をとることを怠っていること、又は
- (d) 発明がモーリシャスにおいて十分な数量若しくは品質で又は予定された合理的な価格で実施可能でないこと

(2)

- (a) 本条(3)に従うことを条件に、第1の特許を侵害することなく、第2の特許の出願が、第1の特許においてクレームされた発明に対して相当の経済的重要性を有する重要な技術的進歩を伴う発明に関することについて権限を有する当局が納得した場合、当該当局は、新たな発明者からの申請に基づき、第1の特許の所有者の同意なしに、所定の手数料の納付により、強制ライセンスを第2の特許の発明者に許諾することができる。
- (b) 強制ライセンスの許諾申請は、所定の返還されない手数料の納付を伴うものとする。

(3) 本条(2)に基づく強制ライセンスの申請には、特許の所有者が、強制ライセンスを求める者から、第2の特許を実施することの許諾の請求を受領したが、その者が当該ライセンスを合理的な商業上の条件で、合理的な期間内に取得することができなかったとの証拠を添付するものとする。当該期間は、権限のある当局が例外的な事情において別段の決定をしない限り、第2の特許を実施することの許諾の請求がなされた日から6月とする。

(4) 国家緊急事態の場合、極度の緊急事態、公的な非商業的实施の場合又は司法若しくは行政手続の後に、反競争的であると決定された慣行を是正するために強制ライセンスが許諾される場合は、本条(3)にいう許諾の請求の如何なる証拠も要求されない。この場合、特許の所有者は、合理的に実行可能な限り速やかに、権限のある当局の決定について通知を受ける。

(5) 本条(1)(d)に定める実施可能性が不十分であるとの理由による強制ライセンスの如何なる請求も、次のうち何れか遅く満了する期間の満了前になしてはならない。

- (a) 特許の出願日から4年、又は
- (b) 特許の登録日から3年

(6) 本条(5)に基づく請求は、特許の所有者が正当な理由により自己の不作为又は不十分な行為を正当化した場合は、拒絶される。

(7) 特許の所有者又は利害関係人は、権限を有する当局が本条(1)に基づいて決定を下す前

に、当該当局による聴聞を請求することができる。

(8)

(a) 発明の実施は、

(i) それがライセンス許諾された目的に限定され、

(ii) 各場合の事情に応じて権限のある当局により決定される適正な報酬を特許の所有者に支払うことを条件とする。

(b) 権限のある当局は、本項(a)(ii)に基づく報酬を決定する際に、次の事項を考慮する。

(i) 自己の決定の経済的価値、及び

(ii) 反競争的慣行を是正する必要性

(c) 権限を有する当局は、医薬品又は医薬品を製造する方法をクレームする特許の強制ライセンスに関する報酬を決定する際に、該当する場合は、2003年8月30日の決定の条件を考慮することにより、公知でない又は実施可能がない同一の製品を製造する代替方法を指示する。

(9) 特許の所有者又は強制ライセンスの所有者は、権限を有する当局に対し、当事者を聴聞した後に、事情が変化したとの理由により、特許発明の実施を許諾する決定の条件を変更することを請求することができる。

(10) 特許の所有者は、権限を有する当局に対し、強制ライセンスを終了することを書面により請求することができる。

(11) 当事者を聴聞した後に、次のことに権限を有する当局が納得した場合は、当該当局は、強制ライセンスを終了する。

(a) 本条(1)に基づく自己の決定に至った事情が存在しなくなり、再発する虞がないこと

(b) 強制ライセンスの所有者が自己の決定の条件を遵守しなかったこと、又は

(c) ライセンスの所有者の正当な利益の適正な保護の必要性により自己の決定の維持が正当化されないこと

(12) 強制ライセンスは、次の者にのみ移転することができる。

(a) ライセンスの所有者の企業又は事業、又は

(b) 特許発明が実施されている企業又は事業の部分

(13) 強制ライセンスは、非排他的であり、次のことを排除しない。

(a) 特許所有者自身による、モーリシャスにおける製造若しくは輸入又はその双方による発明の実施

(b) 特許の所有者によるライセンス契約の締結、及び

(c) 特許の所有者による、第21条(1)に基づく自己の権利の継続的行使

(14) 強制ライセンスの所有者による発明の実施は、次の場合を除き、主としてモーリシャスの市場供給のためのものとする。

(a) 本条(1)(b)に従って反競争的である慣行を是正するために許可される場合

- (b) 強制ライセンスが医薬品又は医薬品を作製する方法をクレームする特許に関するものであり、ライセンスの目的が特許製品を輸出することである場合
- (c) 特許された方法により製造された製品が、2003年8月30日の決定の条件に従って、製造能力がない又は不十分な外国の領域又は国向けのものである場合

(15) 強制ライセンスが付与された場合は、

- (a) 第1の特許の所有者は、合理的な条件で、第2の特許においてクレームされた発明を実施するクロスライセンスを受ける権原を有し、
- (b) 第1の特許に関して許諾された実施は、第2の特許の譲渡とともにする場合を除き、譲渡することができない。

(16) 本条は、適切な場合は、必要な修正を加えて、係属中の特許出願に適用される。ただし、特許製品又は特許された方法を用いて製造された製品の実施可能性が不十分である場合を除く。

第24条 強制ライセンス又は報酬を付与する決定に対する上訴

特許の出願人又は特許の所有者は、強制ライセンス又は支払われるべき報酬の付与に関する権限のある当局の決定に対して、最高裁判所に司法審査により上訴することができる。

第25条 特許の付与の無効

- (1) 利害関係人は、次の場合は、特許の無効を審判所に申請することができる。
 - (a) 主題が第10条に基づいて特許保護から除外される場合
 - (b) 第10条、第11条又は第14条の要件の何れかが満たされていない場合
 - (c) 特許の所有者が発明者又はその権利承継人でない場合、又は
 - (d) 特許の所有者が特許を付与されるために不公正な行為に関与したことが証明された場合
- (2) 無効理由が発明の一部に関して証明された場合は、当該対応するクレームのみが無効とされる。
- (3) 無効とされた特許は、当初から無効とみなされる。
- (4) 審判所の決定は、長官に通知され、長官は、それを記録し、当該決定を公報において直ちに公示する。

B節 実用新案

第26条 実用新案保護から除外される主題

次のものは、実用新案保護から除外される。

- (a) 発見，科学的理論及び数学的方法
- (b) 文学，演劇，音楽又は芸術の作品及びその他の美的創作物
- (c) 事業，純粋に精神的な行為及び遊戯を行うための計画，規則又は方法
- (d) コンピュータ・プログラム
- (e) 微生物以外の植物及び動物(その一部を含む)並びに非生物学的及び微生物学的方法以外の植物又は動物及びその一部を生産するための本質的に生物学的な方法
- (f) 主な又は意図された用途が公の秩序又は道徳に反することになる発明，及び
- (g) 方法を主題として有する発明

第27条 登録を受けることができる実用新案

(1) 発明は，次に該当する場合は，実用新案として登録することができる。

- (a) 新規であること，及び
- (b) 産業上利用可能であること

(2) 発明は，先行技術により新規性を否定されない場合，新規である。

(3) 発明は，産業において作製し，又は実施することができる場合，産業上利用可能である。

(4) 第12条から第15条までは，適切な場合は，必要な修正を加えて，特許出願に適用されるのと同様に実用新案証のための出願に適用される。

第28条 実用新案の登録出願

実用新案の登録出願は，次のとおりとする。

- (a) 長官が決定する様式及び方法により長官に提出すること，及び
- (b) 所定の返還されない手数料を伴うこと

第29条 実用新案の出願日

(1) 長官は，実用新案の登録出願が，受領の時点で，所定の手数料を伴い，かつ，次の事項を含む場合は，出願の受領日を出願日とみなす。

- (a) 実用新案の登録を求める旨の明示又は黙示の表示
- (b) 出願人の身元及び庁からの連絡を受けることができる場所の表示，及び
- (c) 発明の明細書

(2)

(a) 出願が，受領の時点で，(1)に適合していない場合，長官は，出願人に対し，長官が決定する期間内に出願の不備を補正するよう請求する。

(b) 出願人が所要の期限内に(a)を遵守しない場合，出願は，放棄されたものとみなされる。

第30条 実用新案の審査及び登録

(1) 長官は、出願に出願日を割り当てた後に、出願が第27条及び本法のその他の関連規定に適合しているか否かを審査する。

(2) 本法の規定に適合していることに長官が納得した場合、長官は、

- (a) 実用新案を登録し、
- (b) 実用新案の登録を適切な登録簿に記録し、
- (c) 実用新案登録証及び実用新案の明細書の写しを出願人に発行し、
- (d) 実用新案の登録に関する詳細を長官が決定する様式及び方法により公報において公告し、
- (e) 所定の手数料の納付により、実用新案の写しを公衆の利用に供する。

(3) 出願が本法に適合していない場合、長官は、出願を拒絶し、自己の決定を出願人に通知する。

第31条 実用新案により与えられる権利

(1)

- (a) 実用新案は、その所有者に対し、他者が実用新案発明を実施することを防止する権利を与える。
- (b) 実用新案所有者の権利は、実用新案出願に記載されたクレームにより定義される。

(2) 実用新案の登録により与えられる権利は、次のことには及ばない。

- (a) モーリシャス又は国外において実用新案の所有者により又はその同意を得て市場を流通する製品に関する行為
- (b) モーリシャスの領空、領土又は領海に一時的に又は偶発的に入った他国の航空機、陸上車両又は船舶における製品の使用
- (c) 私的にかつ非商業的規模で又は非商業的目的で行われる行為であって、実用新案の所有者の経済的利益を著しく害さないもの
- (d) 登録医、歯科専門医又は口腔外科医により出された処方箋に従う個人用医薬に関する薬局における即座の調合行為
- (e) 特許発明の主題に関する又はそれを用いた実験的及び科学的な研究のために行われる行為
- (f) 学術環境において実行される行為であって、当該活動の成果が公用に供される予定であり、当該行為が特許所有者の経済的利益を著しく害さない場合
- (g) 善意で、特許が付与される出願の出願日又は該当する場合は、優先日前に、モーリシャスにおいて発明を実施していた又は当該実施のための有効かつ真摯な準備をしていた者により行われる行為、又は
- (h) 製品の製造、組立、使用又は販売を規制するモーリシャス又は外国の法律に基づいて求められる開発及び情報の提供について、合理的な用途にのみ、実用新案発明を製造、組立、使用又は販売するために、何人かにより行われる行為

第32条 実用新案の存続期間

- (1) 実用新案の登録の存続期間は、登録出願の出願日から6年間とする。
- (2) 実用新案の登録は、次の条件で、更に連続して2年間で2回、更新することができる。
 - (a) 所定の期間内に、所定の更新手数料の納付すること、及び、
 - (b) 所定の要件への適合すること
- (3) 本条(2)に定める更新手数料が所定の期間内に納付されない場合、長官は、更新手数料及び所定の追加料金の納付について6月の猶予を実用新案の所有者に付与することができる。
- (4) 更新手数料が(3)に従って納付されない場合は、実用新案の登録は、失効する。

第33条 特許又は実用新案の出願変更

- (1)
 - (a) 特許の付与又は拒絶の前であればいつでも、特許の出願人は、所定の手数料の納付により、自己の出願を実用新案出願に変更することができる。
 - (b) 実用新案証が付与又は拒絶される前であればいつでも、実用新案証の出願人は、所定の手数料の納付により、自己の出願を特許出願に変更することができる。
 - (c) 変更された出願は、場合に応じて、特許又は実用新案の原出願の出願日を割り当てられる。
- (2) 本条(1)(a)又は(b)に基づく出願は、2回以上してはならない。

第34条 実用新案登録の無効

- (1) 利害関係人は、次の場合、実用新案の登録の無効を審判所に申請することができる。
 - (a) 無効を請求する者が、第14条、第26条又は第27条の要件の何れかが満たされていないことを証明した場合
 - (b) 実用新案所有者が発明者又はその権利承継人でない場合、又は
 - (c) 実用新案所有者が実用新案の登録を受けるために不公正な行為に関与したことが証明された場合
- (2) 無効理由が発明の一部に関して証明された場合は、対応するクレームのみが無効とされる。
- (3) 無効とされた実用新案は、当初から無効とみなされる。
- (4) 審判所の決定は、長官に通知され、長官は、それを記録し、当該決定を公報において直ちに公示する。

C節 特許協力条約

第35条 C節の解釈

本節において、

「指定官庁」、「選択官庁」、「国際出願」及び「受理官庁」は、特許協力条約におけるものと同一の意味を有する。

「国際出願日」とは、特許協力条約第11条にいう国際出願日を意味する。

「国際予備審査」とは、特許協力条約第33条にいう国際予備審査を意味する。

「特許協力条約」とは、改正された1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約を意味する。

「優先権」とは、特許協力条約第8条にいう優先権を意味する。

第36条 モーリシャスを指定する国際出願

本節に従うことを条件に、モーリシャスを指定する国際出願は、本法に基づいて提出された特許又は実用新案証のための出願として取り扱われ、その出願日として、特許協力条約に基づいて与えられた国際出願日を有する。

第37条 庁の職務

(1) 庁は、モーリシャスの居住者又は国民が、所定の言語により庁に提出し、所定の送付手数料を伴う国際出願に関する受理官庁として行動する。

(2) 庁は、本法に基づく特許又はその他の保護を取得する目的でモーリシャスが指定された国際出願に関する指定官庁として行動する。

(3) 庁は、出願人が特許協力条約第II章に基づく国際予備審査の目的で請求を提出した場合は、モーリシャスが指定された国際出願に関する選択官庁として行動する。

(4)

(a) 指定官庁又は選択官庁としての資格において行動する庁は、特許協力条約第22条にいう期限の満了前に国際出願を処理してはならない。ただし、出願人が国際出願の処理の早期開始の請求を庁に提出し、第22条の要件を遵守している場合はこの限りでない。

(b) 出願人が第22条を遵守しない場合は、国際出願は、取り下げられたものとみなされる。

第38条 国内段階への移行

出願人は、モーリシャスを指定する国際出願に関して、特許協力条約第22条(1)若しくは第39条(1)(a)に定める期限又は所定のより遅い期限の満了前に、所定の手数料を庁に納付し、必要な場合は、国際出願の所定の言語への翻訳文を庁に提出する。

第39条 国内段階への不移行後の権利の回復

(1) 第37条(4)(b)に基づいて国際出願が取り下げられたものとみなされた場合、出願人は、庁に対し、所定の様式により、自己の権利を回復するよう請求することができる。ただし、出願人が合理的な理由を有することを条件とする。

(2) 庁は、(1)に基づく申請を検討するときは、出願人に対し、所定の期限内に、書面により、自己の出願に関して意見を述べる機会を与える。

第40条 優先権の回復

(1) 出願人は、優先期間が満了した日よりも後であるが、優先期間が満了した日から2月の期間内である国際出願日を有する場合は、先の出願の優先権を回復することを請求することができる。

(2) 長官は、優先期間内に国際出願を提出しなかったことが次に該当すると認める場合は、当該国際出願に関する優先権を回復する。

(a) 故意でなかったこと、及び

(b) 出願人が相当な注意を払ったにも拘らず発生したこと

(3) 長官が先の出願の優先権の回復を拒絶した場合は、出願人は、所定の期限内に、長官に対し、書面により陳情することができ、長官は、その後、出願人の請求を承認し、又は拒絶することができる。

第41条 国際出願の処理

(1) 庁は、本法、特許協力条約及び特許協力条約に基づいて制定された規則に従って、国際出願を処理する。

(2) 本条(1)の適用上、本法と特許協力条約又はそれに基づいて制定された規則との間に抵触がある場合は、特許協力条約及びそれに基づいて制定された規則が本法に優先する。

(3) 国際出願に関する納付すべき手数料、期限、所定の言語及びその他の要件を含め、特許協力条約に関連する庁による国際出願の処理及び庁のその他の職務に関する更なる詳細は、規則によって定めることができる。

第IV章 集積回路の回路配置

第42条 登録出願

- (1) 回路配置の登録出願は、次のとおりとする。
 - (a) 長官が決定する様式及び方法により長官に提出すること、及び
 - (b) 所定の返還されない手数料の納付を条件とすること
- (2) 所定の手数料が納付されない場合は、長官は、通知の受領日から2月以内に納付がなされない限り、出願は、提出されなかったとみなされる旨を出願人に通知する。
- (3) 本条(1)に基づく出願は、次のとおりとする。
 - (a) 回路配置の簡単かつ正確な呼称を含むこと
 - (b) 出願人の名称、住所及び国籍並びに該当する場合は、出願人の常居所を表示すること
 - (c) 本条(4)に従うことを条件に、集積回路が果たすことを意図している電子的機能を定義する情報とともに、回路配置の写し又は図面を添付すること
 - (d) 回路配置が世界の何れかの場所で最初に商業的に実施された日を明記し、又は実施が開始されているか否かを表示すること、及び
 - (e) 第46条に基づく保護を受ける権利を正当化する詳細を提供すること
- (4) 本条(3)(c)にいう写し又は図面は、提出された部分が回路配置の特定を可能にするのに十分である場合、写し又は図面の集積回路の製造方法に関する部分を省略することができる。

第43条 回路配置の出願日

- (1) 回路配置の登録出願の出願日は、次の事項を含む出願を庁が受領した日とする。
 - (a) 出願人の身元及びその連絡先情報、及び
 - (b) 登録を求める回路配置の図示的表示
- (2) 出願が第42条(3)に適合していない場合は、長官は、当該不適合を出願人に速やかに書面により通知し、出願人に対し、通知の受領日から2月以内に所要の補正を提出するよう請求する。
- (3)
 - (a) 出願人が本条(2)に定める期限内に補正をした場合は、出願の受領日が、出願日であるものとみなされる。
 - (b) 長官は、出願日を出願人に連絡する。
 - (c) 出願人が本条(2)に定める期限内に所要の補正を提出しない場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。

第44条 回路配置の登録

- (1) 次のことに長官が納得した場合、長官は、登録証を出願人に発行し、回路配置の登録を適切な登録簿に記録する。

- (a) 出願が第42条の要件に適合していること
- (b) 回路配置が
 - (i) 独創的であり、かつ、
 - (ii) 商業的に実施されていないこと、又は
 - (iii) 2年以下の間商業的に実施されていること
- (2) 本条(1)にいう登録簿は、次の事項を含むものとする。
 - (a) 回路配置の名称
 - (b) 出願日、及び
 - (c) 適切な場合は、
 - (i) 回路配置が世界の何れかの場所で最初に商業的に実施された日、及び
 - (ii) 権利所有者の名称及び住所並びに長官が決定するその他の詳細
- (3) 回路配置の登録は、長官が決定する様式及び方法により公告される。

第45条 独創性

- (1) 回路配置は、次に該当する場合は、独創的であるものとみなされる。
 - (a) その創作者自らの知的努力の成果であること、及び
 - (b) その創作の時点で回路配置の創作者及び集積回路の製造者の間で一般的なものでないこと
- (2) 一般的な素子及び相互接続の組合せからなる回路配置は、当該組合せが、全体として捉えて、独創的である場合に限り保護される。

第46条 保護を受ける権利

- (1)
 - (a) 登録された回路配置に対する権利は、回路配置の創作者に属する。
 - (b) 回路配置に対する権利は、譲渡し、又は承継により移転することができる。
- (2) 複数の者が共同で回路配置を創作した場合、回路配置に対する権利は、それらの者に共同で属する。
- (3) 2以上の者が互いに独立して同一の回路配置を創作した場合は、その出願の最先の出願日を有する者が、回路配置に対する権利を有する。ただし、その登録出願が取下げ、放棄又は拒絶されていない場合に限る。
- (4) 雇用契約の履行中に又は雇用契約に基づいて創作がなされた場合、創作物に対する権利は、別段の明示の規定がない限り、雇用者に属する。
- (5)
 - (a) 回路配置は、創作者の名称を含むものとする。ただし、創作者が、創作者により署名され、長官にあてられた特別な宣言書において、記名されることを希望しない旨を表示し

た場合はこの限りでない。

- (b) 創作者が何人かに対して行った(a)に基づく宣言をなす旨の約束又は保証は、無効とし、効力を有さない。

第47条 保護の範囲

- (1) 回路配置の登録は、その登録所有者に対し、許諾を得ない者が回路配置を実施することを防止する権利を与える。
- (2) 回路配置の登録により与えられる権利は、次のことを妨げない。
 - (a) 保護されている回路配置の私的な非商業的目的での複製又は使用
 - (b) 保護されている回路配置に関して学術機関、教育機関又は研究機関における教授、教育又は科学研究の目的で行われる行為
 - (c) 保護されている回路配置の評価又は分析を専らの目的とする複製又は使用
 - (d) 評価若しくは分析に基づいて創作され、第45条の意味の範囲内で独創的である回路配置を集積回路に組み込むこと又はそのようにして創作された回路配置に関する(1)に該当する行為の実行
 - (e) 「実施する」の定義の(c)(ii)に記載の行為の実行であって、当該回路配置が組み込まれた集積回路又は当該集積回路を組み込んだ物品が、モーリシャス又は他国において権利所有者により又は権利所有者の同意を得て行動する若しくは権利所有者と経済的つながりを有する者により市場を流通した場合
 - (f) 本条(3)に従うことを条件に、違法に複製された回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ物品に関する「実施する」の定義の(c)(ii)に記載の行為の実行であって、当該行為を実行し、又は命令する者が、集積回路又は当該集積回路を組み込んだ物品を取得したときに、それが違法に複製された回路配置を組み込んでいたことを知らず、かつ、知るべき合理的な理由を有さなかった場合
 - (g) 「実施する」の定義の(c)(ii)に記載の行為の実行であって、当該行為が、独創的であり、第三者が独立して創作した同一の回路配置に関して実行される場合、又は
 - (h) モーリシャスの管轄内に一時的に若しくは偶発的に入った航空機、陸上車両若しくは船舶の本体若しくは装備における回路配置が組み込まれた集積回路若しくは当該集積回路を組み込んだ物品の使用又は当該航空機、車両若しくは船舶を修理する目的での予備部品若しくは附属物の輸入
- (3) 本条(2)(f)に記載の者から、回路配置が違法に複製された旨の通知を受領した場合、同人は、
 - (a) 手元にある又は当該通知を受領する前に注文した在庫品に関してのみ「実施する」の定義の(c)(ii)に記載の行為を実行することができ、
 - (b) 新たに交渉されたライセンスに基づいて支払われるべき合理的なロイヤルティに相当する額を権利所有者に支払う責任を負う。

第48条 保護の開始及び存続期間

- (1) 本法に基づいて回路配置に関して付与された保護は、次の時点から開始する。

- (a) 回路配置が世界の何れかの場所で権利所有者により又はその同意を得て最初に商業的に実施された日。ただし、権利所有者が第44条(1)(b)(iii)にいう期限内に保護を求める出願を長官に提出することを条件とする。
- (b) 回路配置が世界の何れの場所でも以前に商業的に実施されていない場合は、権利所有者により提出された回路配置の登録出願に付与された出願日

(2) 本法に基づいて回路配置に関して付与された保護は、保護の開始日から10年の終了時に失効する。

第49条 回路配置の登録の無効

(1) 利害関係人は、次の場合は、回路配置の登録の無効を審判所に申請することができる。

- (a) 回路配置が第45条に基づいて保護を受ける権原を有さない場合
- (b) 権利所有者が第46条に基づいて保護を受ける権原を有さない場合

(2) 無効理由が回路配置の一部のみに関して立証された場合は、登録の対応する部分のみが無効とされる。

(3) 無効とされた回路配置は、当初から無効とみなされる。

(4) 審判所の決定は、長官に通知され、長官は、それを記録し、当該決定を公報において直ちに公示する。

第50条 政府機関又は第三者による実施

(1) 権限を有する当局は、次の場合、なされた請求に基づき、権利所有者の同意なしに、回路配置を実施することを政府機関又は第三者に許諾することができる。

- (a) 公共の利益、特に国家安全保障、栄養、健康又は国民経済のその他の重要部門の発展に、公的な非商業的用途のための保護されている回路配置の実施が必要であることに納得した場合、又は
- (b) 当事者による申請に基づき、権利所有者又はそのライセンシーによる保護されている回路配置の実施方法が反競争的であることを決定し、当該決定後に、当該反競争的慣行を是正することが必要であることに権限のある当局が納得した場合

(2) 本条(1)に基づく回路配置の実施は、

- (a) 範囲及び存続期間が、それが許諾された目的に限定され、
- (b) 非排他的であり、
- (c) 権限を有する当局の許諾の経済的価値及び該当する場合は、反競争的慣行を是正する必要性を考慮した適正な報酬を権利所有者に支払うことを条件とする。

(3) 権利所有者又は許諾の受益者からの請求に基づき、権限を有する当局は、当事者を聴聞した後に、事情の変化により回路配置の実施を許諾する決定の条件の変更が正当化される場合は、当該条件を変更することができる。

(4) 権利所有者からの請求に基づき、権限を有する当局は、自己の決定に至った事情が存在しなくなり、再発する虞がないこと又は許諾の受益者が許諾の条件を遵守しなかったことに納得した場合は、強制ライセンスを終了する。

(5) 本条(4)に拘らず、権限を有する当局は、許諾の受益者の正当な利益の適正な保護により許諾の維持が正当化されることに納得した場合、許諾を終了してはならない。

(6) 本条(1)に従って権限を有する当局が第三者を指名した場合、許諾は、許諾の受益者の企業若しくは事業又は回路配置が実施されている企業若しくは事業の部分とともにのみ移転することができる。

(7) 権限を有する当局の許諾の請求には、権利所有者が、許諾を求める者から、契約によるライセンスの請求を受領したが、その者が当該ライセンスを合理的な商業上の条件で、合理的な期間内に取得することができなかったとの証拠を添付するものとする。

(8) 利害関係人は、本条に基づく権限のある当局の決定の日から2月以内に、当該決定の司法審査を最高裁判所に申請することができる。

第V章 植物新品種の保護

第51条 第V章の解釈

本章において、

「育成者」とは、次の者を意味する。

- (a) 植物品種を育成し、又は発見し、開発した者
- (b) 本項(a)に規定する者の雇用者である又はその者の作業を委託した者、又は
- (c) 本項(a)又は(b)に規定する者の権利承継人

「育成者権」とは、本章に規定する育成者の権利を意味する。

「UPOVの加盟国」とは、UPOV条約の締約国を意味する。

UPOVの加盟国に関して、「国民」とは、次の者を意味する。

- (a) UPOVの加盟国が国である場合は、当該国の国民
- (b) UPOVの加盟国が政府間機関である場合は、当該機関の加盟国である国の何れかの国民

「UPOV」とは、改定された1961年の植物の新品種の保護に関する国際条約により設立された植物の新品種の保護に関する同盟を意味する。

「品種」とは、既知の最下位の単一の植物学的分類群内の植物の集合であって、育成者権の付与の要件が完全に満たされているか否かに拘らず、所与の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特性の発現により定義することができ、当該特性の少なくとも1の発現により他の植物の集合と区別することができ、かつ、その変化なく増殖させることへの適合性に関して1の単位とみなすことができるものを意味する。

第52条 内国民待遇

(1) 本章に定める権利を害することなく、UPOVの加盟国の国民及びUPOVの加盟国の領域に居住し、又は登記上の事務所を有する者は、モーリシャスにおける育成者権の付与及び保護に関する限りにおいて、モーリシャスの国民に与えられるのと同じの待遇を享受する。

(2) モーリシャスにおける育成者権の付与及び保護を出願する(1)に規定するすべての者は、モーリシャスの国民に課される義務、要件及び手続を遵守しなければならない。

第53条 保護の要件

- (1) 育成者権は、品種が次に該当する場合に付与される。
 - (a) 新規性があること
 - (b) 区別性があること
 - (c) 均一性があること、及び
 - (d) 安定性があること

(2) 育成者権の付与は、品種が第70条に従う名称により表され、かつ、育成者権の出願人が、所定の返還されない手数料の納付を含め、本法を遵守している場合は、更なる要件に従うことを条件としない。

第54条 新規性

(1) 品種は、育成者権出願の出願日時点で、品種の種苗又は収穫物が、育成者により又はその同意を得て、次のとおり品種を利用する目的で、他人に販売又はその他の方法で処分されていない場合は、新規であるものとみなされる。

(a) モーリシャスにおいて、出願日前1年よりも前に、又は

(b) モーリシャス以外の国において、出願日前4年よりも前又は樹木若しくはぶどうの場合は、6年よりも前に

(2) 育成者権出願が本法の施行から1年以内になされた場合は、品種の種苗又は収穫物が、モーリシャスにおいて、当該出願の出願日前4年以内又は樹木若しくはぶどうの場合は、6年以内に品種を利用する目的で、他人に販売又は処分されたとの事実拘らず、品種は、新規であるものとみなされる。

第55条 区別性

(1) 品種は、育成者権の付与を求める出願を提出する時点で存在が一般に知られている他の品種と明確に区別できる場合は、区別性があるものとみなされる。

(2) 何れかの国において育成者権の付与又は他の品種の関連する品種登録簿への記入を求める出願がなされ、付与を受けた場合は、当該他の品種は、出願日から一般に知られているものと解される。

第56条 均一性

品種は、その増殖の特定の特徴から予測することができる変異を受ける可能性があるが、その関連する特性が十分に均一である場合は、均一性があるとみなされる。

第57条 安定性

品種は、繰り返し増殖させた後に又は特定の増殖周期がある場合は当該各周期の終了時に、その関連する特性が変化しないままである場合は、安定性があるとみなされる。

第58条 育成者権出願

(1) 何人による育成者権出願も、次のとおりとする。

(a) 長官が決定する様式及び方法により長官に提出すること、及び

(b) 所定の返還されない手数料の納付を伴うこと

(2) 出願は、次の事項を含むものとする。

(a) 植物品種の明細書

(b) 第70条に基づいて承認及び登録に適格である植物品種の名称の提案

(c) 第136条に従って、出願人の通常の居住地又は主たる事業所がモーリシャス国外にある場合は、書類の送達用のモーリシャス国内の宛先

(3) 長官は、出願が本条(1)及び(2)に適合していることに長官が納得した場合、育成者権出願及び名称の提案に関する情報を長官が決定する様式及び方法により公報において公告させる。

第59条 育成者権の出願日

(1) 長官は、育成者権の付与を求める出願が第58条(1)及び(2)に適合している場合、出願の受領日を出願日とみなす。

(2)

(a) 長官は、出願が受領の時点で第58条(1)及び(2)に適合していない場合、出願人に対し、長官が決定する期間内に所要の補正を提出するよう請求する。

(b) 出願人が(2)に定める期間内に必要な補正を提出しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

第60条 仮保護

(1) 育成者権の出願人の利益は、育成者権の付与を求める出願の公告日から当該権利の付与日まで仮保護される。

(2) 育成者権の所有者は、(1)に定める期間中に、第64条(3)から(5)までに定める、育成者権が付与された場合、育成者の許諾を必要とする行為を行う者から衡平な報酬を受ける権原を有する。

第61条 優先権

(1) UPOVの加盟国の1において品種の保護を求める出願を提出した育成者は、同一の品種について育成者権の付与を求める出願を庁に提出する目的で、最初の出願の出願日から12月の期間、優先権を享受する。

(2)

(a) 優先権の利益を受けることを希望する育成者は、庁に提出される出願において、最初の出願の優先権を主張する。

(b) 長官は、育成者に対し、育成者権の付与を求める(1)に基づく出願の出願日から3月以内に、次のものを提出するよう要求する。

(i) 最初の出願が提出された当局により真正な写しであると証明された最初の出願を構成する書類の写し、及び

(ii) 双方の出願の主題である品種が同一であることを示す見本又はその他の証拠

(c) 育成者が本条(2)(b)を遵守しない場合は、出願は、如何なる優先権も主張されていないものとして扱われる。

(3) 育成者は、第62条に基づく出願の審査の目的で要求されるすべての必要な情報、書類及び資料を庁に提出するために、優先期間の満了から2年の期間又は最初の出願が拒絶され若

しくは取り下げられた場合は、当該拒絶若しくは取下から3月の期間が与えられる。

(4) 他の出願の提出又は最初の出願の対象であった品種の公表若しくは使用など、(1)に定める期間内に発生した事象は、出願を拒絶する理由を構成せず、第三者の権利を生じさせることにもならない。

第62条 出願の審査

(1) 長官は、出願が第53条から第57条までに適合しているか否かを決定するために出願を審査する。

(2) 審査の目的で、長官は、次のことを行うことができる。

- (a) 品種を栽培すること
- (b) 他の必要な試験を実施すること
- (c) 既に実施された栽培試験又はその他の審査の結果を考慮すること、及び
- (d) 育成者に対し、長官が適切と考える情報、書類及び資料を提出するよう要求すること

(3) 省は、(1)に基づく審査の目的で、モーリシャス国内外にある他者と協定を締結することができる。

第63条 育成者権の付与又は拒絶

(1) 育成者権出願が第53条から第57条までに適合しているとの見解を長官が有する場合は、長官は、育成者権を付与する。

(2) 長官が育成者権出願を拒絶した場合は、長官は、出願人に書面により通知する。

(3) 育成者権が付与された場合は、長官は、

- (a) 登録証を出願人に発行し、
- (b) 育成者権を登録し、
- (c) 長官が決定する様式及び方法により、育成者権の付与及び承認された名称に関する情報を公報において公告させる。

(4) 長官は、外国又は政府間機関による同一の品種の保護が出願されておらず、拒絶され、又は満了したとの理由により、育成者権の付与を拒絶し、又はその存続期間を限定してはならない。

第64条 育成者権の範囲

(1) 2以上の者が共同で品種を育成し、又は発見し、開発した場合、育成者権は、それらの者に共同で属する。

(2) 2以上の者が互いに独立して同一の品種を育成し、又は発見し、開発した場合は、育成者権出願を最初に提出した者が、育成者権を有する。

- (3)
- (a) 第66条及び第67条に従うことを条件に、保護されている品種の種苗に関する次の行為の何れかは、育成者の許諾を必要とする。
- (i) 生産又は再生産(繁殖)
 - (ii) 増殖の目的での調製
 - (iii) 販売の申出
 - (iv) 販売又はその他の商業化
 - (v) 輸出
 - (vi) 輸入、又は
 - (vii) 本項(i)から(vi)までにいう目的の何れかでの保管
- (b) 育成者は、自らが決定する条件で、本項(a)に記載の行為の目的で許諾を与えることができる。
- (4) 第66条及び第67条に従うことを条件に、本条(3)(a)に記載の行為の何れかであって、
- (a) 保護されている品種の種苗の許諾を得ない使用によって得られた収穫物(植物全体及び植物の一部を含む)に関するものは、育成者の許諾を必要とする。ただし、育成者が当該種苗に関して自己の権利を行使する合理的な機会を有していた場合はこの限りでない。
- (b) 本項(a)の規定の範囲内にある保護されている品種の収穫物の許諾を得ない使用によって、当該収穫物から直接作製された製品に関するものは、育成者の許諾を必要とする。ただし、育成者が当該収穫物に関して自己の権利を行使する合理的な機会を有していた場合はこの限りでない。
- (5)
- (a) 本条(3)及び(4)は、次の品種に関しても適用される。
- (i) 保護されている品種に本質的に由来する品種。ただし、保護されている品種それ自体が本質的に由来する品種でない場合に限る。
 - (ii) 第55条に従って、保護されている品種と明確に区別できない品種、及び
 - (iii) 生産に、保護されている品種を繰り返し使用することが必要である品種
- (b) 本項(a)(i)の適用上、品種は、次に該当する場合、他の品種(「原品種」)に本質的に由来するものとみなされる。
- (i) 原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる本質的特性の発現を保持しながら、他の品種又はそれ自体が原品種に主として由来する品種に主として由来すること
 - (ii) 原品種と明確に区別できること、及び
 - (iii) 由来する品種を得る行為から生じる相違点を除き、原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる本質的特性の発現において原品種に合致していること
- (c) 本質的に由来する品種は、次のことにより得ることができる。
- (i) 自然的又は人為的突然変異体の選抜
 - (ii) 体細胞変異体の選抜
 - (iii) 原品種の植物からの変異個体の選抜
 - (iv) 戻し交雑、又は
 - (v) 遺伝子工学による形質転換

(6) 育成者権は、譲渡することができ、又は承継により移転することができる。

第65条 育成者権の存続期間

- (1) 本条(2)に従うことを条件に、育成者権は、権利の付与日から25年間有効に存続する。
- (2)
- (a) 育成者権を維持する目的で、育成者権の所有者は、所定の時期に、所定の年金を長官に納付しなければならない。
- (b) 年金が所定の期間内に納付されない場合は、長官は、年金及び所定の追加料金の納付について6月の猶予を育成者権の所有者に付与することができる。
- (c) 年金が本項に従って納付されない場合は、育成者権出願は、取り下げられたものとみなされ、育成者権は、失効する。
- (d) 育成者権の所有者が年金の不納付について合理的な正当化される理由を提供し、生じた可能性のある第三者の権利が不当に侵害されないことを長官が納得した場合、長官は、(2)(b)に基づいて納付がなされるべきであった日から1年以内に、失効した育成者権を回復することができる。

第66条 育成者権の例外

- (1) 育成者権は、次の行為には及ばない。
- (a) 私的にかつ非商業的目的で行われる行為
- (b) 実験目的で行われる行為、又は
- (c) 他の品種を育成する目的で行われる行為並びに第64条(5)が適用される場合を除き、当該他の品種に関する第64条(3)及び(4)にいう行為
- (2) 第64条に拘らず、農業者が、保護されている品種又は第64条(5)(a)(i)若しくは(ii)に該当する品種を自らの経営地において栽培することにより得た収穫物を、自らの経営地において増殖目的で使用するができるようにするために、育成者権は、所定の条件の下で、農業に係る事項について責任を負う省と協議した後に庁が作成する、モーリシャスにおける種子保存の歴史的慣行を有する農作物及び野菜の一覧において指定された品種に関して制限することができる。ただし、この使用が合理的な限度内にある場合に限り、かつ、育成者の正当な利益の保護を条件とする。
- (3) 果樹、観賞植物及び森林植物は、本条(2)に規定する一覧から除外される。

第67条 育成者権の消尽

- (1) 育成者権は、保護されている品種若しくは第64条(5)に該当する品種の材料であって、モーリシャスにおいて育成者により若しくはその同意を得て販売若しくはその他の方法で商業化されたもの、又は当該材料に由来する材料に関する行為には及ばない。ただし、当該行為が次のことを伴う場合はこの限りでない。
- (a) 品種の更なる増殖、又は
- (b) 品種の増殖を可能にする品種の材料を、品種が属する植物の属又は種の品種を保護しない国に輸出すること。ただし、輸出される材料が最終消費のためのものである場合はこ

の限りでない。

(2) 本条(1)において、品種に関して、「材料」とは、次のものを意味する。

- (a) あらゆる種類の種苗
- (b) 収穫物(植物全体及び植物の一部を含む)、又は
- (c) 収穫物から直接作製された製品

第68条 育成者権の行使に対する制限

(1) 本法に従うことを条件に、育成者権の行使は、当該行使が公共の利益となると庁が考えない限り、制限されない。

(2) 何らかの制限が、育成者の許諾を必要とする行為を実行することを庁が第三者に許諾する効果を有する場合は、当該第三者は、合理的な補償金を育成者に支払う。

第69条 商業を規制する措置

育成者権は、品種の材料の生産、証明及び商業化又は当該材料の輸入若しくは輸出を規制するために関係当局がとる如何なる措置からも独立しているものとする。

第70条 品種名称

(1)

- (a) 品種は、その総称である名称により表される。
- (b) 本条(4)に従うことを条件に、品種の名称として登録された呼称に係る如何なる権利も、育成者権の満了後であっても、当該品種に関連して当該名称を自由に使用することを妨げない。

(2) 名称は、次のとおりとする。

- (a) 品種の特定を可能にすること
- (b) 品種を表すための確立した慣行である場合を除き、数字のみからならないこと
- (c) 次の虞がないこと
 - (i) 誤認させる虞、又は
 - (ii) 品種の特性、価値若しくは同一性又は育成者の同一性に関して混同を生じさせる虞、及び
- (d) UPOVの加盟国の領域において、同一の植物種又は近縁種の既存の品種を表すすべての名称と異なること

(3)

- (a) 育成者は、育成者権出願をする場合、品種の名称を庁に提出する。
- (b) 名称が本条(2)の要件を満たしていないとき、長官は、
 - (i) その登録を拒絶し、
 - (ii) 育成者に対し、長官が決定する期間内に他の名称を提案するよう要求する。
- (c) 庁は、育成者権が付与されると同時に名称を登録する。

(4)

(a) 品種は、UPOVのすべての加盟国に同一の名称で提出しなければならない。

(b) 長官は、本条(3)に基づいて提出された名称を登録する。ただし、長官が当該名称を不適当と考え、育成者に対し、他の名称を提出するよう要求する場合はこの限りでない。

(5)

(a) 長官は、品種名称の提出、登録及び取消をUPOVのすべての加盟国の関係当局に確実に通知しなければならない。

(b) 名称の登録に関して意見を述べることを希望する当局は、その意見を庁あてに送付することができる。

(6) 先行する権利によって、品種の名称の使用が、本条(7)に従って、それを使用する義務を負うことになる者に対して認められない場合、長官は、育成者に対し、当該品種の他の名称を提出するよう要求する。

(7) モーリシャスにおいて、モーリシャスにおいて保護されている品種種苗の販売の申出又は商業化する者は、当該品種に係る育成者権の満了後であっても、当該品種の名称を使用する義務を負う。ただし、本条(6)に従って、先行する権利により当該使用が妨げられる場合を除く。

(8)

(a) 品種の販売の申出又は商業化する場合は、商標、地理的表示、商号、事業標識又はその他の類似の表示を登録品種名称と関連づけることが許可される。

(b) 本項(a)に基づく表示を品種と関連づける場合、品種名称は、認識可能なものとする。

第71条 育成者権の無効

(1) 利害関係人は、育成者権の無効を審判所に申請することができる。

(2) 育成者権は、次のことが立証された場合、無効とされる。

(a) 育成者権が付与された時点で第54条、第55条、第56条又は第57条に定める要件の何れかが満たされていなかったこと

(b) 育成者権の付与が育成者により提出された虚偽の、誤認させる又は不完全な情報及び書類に基づいていたこと、又は

(c) 育成者権がそれを受ける権原を有さない者に付与され、当該権利がそれを受ける権原を有する者に移転されないこと

(3) 無効とされた育成者権は、当初から無効とみなされる。

(4) 審判所の決定は、長官に通知され、長官は、それを記録し、当該決定を公報において直ちに公示する。

第72条 育成者権の取消

長官は、次の場合は、育成者権を取り消すことができる。

- (a) 第56条又は第57条に定める要件が満たされなくなった場合、又は
- (b) 育成者が、そうするよう請求された後に、所定の期間内に、
 - (i) 品種の維持を検証するのに必要な情報、書類又は資料を庁に提供しない場合
 - (ii) 自己の権利を維持するための所定の手数料を納付しない場合、又は
 - (iii) 品種の名称が権利の付与後に取り消された場合において、他の適当な名称を提案しないとき

第VI章 ハーグ協定の適用を受ける意匠

A節 意匠

第73条 保護の要件

- (1)
 - (a) 意匠は、新規かつ独創的である場合に保護される。
 - (b) 意匠は、登録出願の出願日又は該当する場合、優先日前に、有形の形態での公表、博覧会、取引上の使用により又はその他の方法により、世界の何れの場所でも公衆に開示されていない場合、新規であるものとみなされる。
 - (c) (i) 複合製品の構成部品である製品に付され、又は具現化された意匠は、当該構成部品が当該複合製品の通常の使用中に視認可能なままである場合は、新規であるものとみなされる。
(ii) 本項(i)において、「通常の使用」とは、
 - (a) エンドユーザーによる使用を意味し、
 - (b) 保守、点検又は修理作業を含まない。
 - (d) 意匠は、公知の意匠又は公知の意匠の特徴の組合せと著しく異ならない場合、独創的であるとみなさない。
- (2) 新規性及び独創性を決定する目的で、意匠の如何なる開示も、次に該当する場合は、考慮されない。
 - (a) 当該出願の出願日又は該当する場合は、優先日前12月以内に行われたこと、及び
 - (b) 次を理由として又はその結果として行われたこと
 - (i) 出願人又はその前権利者に対して第三者により行われた濫用行為、又は
 - (ii) 出願人又はその前権利者により行われた行為であって、意匠の登録又はその他の方法での法的保護の取得を求める出願の産業財産当局への提出以外のもの

第74条 保護から除外される意匠

意匠は、次に該当する場合は、登録されない。

- (a) その特徴が技術的又は機能的な考慮のみにより決定付けられること、又は
- (b) その商業的实施が公の秩序又は道徳に反する虞があること

第75条 登録を受ける権利

- (1) 意匠を使用する排他権は、登録により取得される。
- (2) 意匠に対する権利は、
 - (a) 意匠の創作者に属し、
 - (b) 譲渡することができ、又は承継により移転することができる。
- (3) 2以上の者が同一の意匠を創作した場合は、意匠に対する権利は、それらの者に共同で属する。

(4) 2以上の者が互いに独立して同一の意匠を創作した場合は、その出願が最先の出願日を有する者又は優先権が主張される場合は最先の有効に主張された優先日を有する者が、意匠に対する権利を有する。ただし、当該出願が取下、放棄又は拒絶されていないことを条件とする。

(5) 雇用契約の履行中に意匠がなされ、雇用契約の目的が1又は複数の意匠を創作することである場合、意匠に対する権利は、契約による別段の規定がない限り、雇業者に属する。

(6)

(a) 意匠の創作者は、意匠において創作者として記名される。ただし、創作者が、庁に対し、書面により、創作者として記名されることを希望しない旨を宣言した場合はこの限りでない。

(b) 意匠の創作者が行った本項(a)に基づく宣言をなす旨の約束又は保証は、無効とし、効力を有さない。

第76条 意匠の登録出願

(1) 意匠の登録出願は、次のとおりとする。

(a) 長官が決定する様式及び方法により長官に提出すること

(b) 意匠の図示的表示を含むこと、及び

(c) 所定の返還されない手数料を伴うこと

(2) 出願人が意匠の創作者でない場合、出願には、意匠の登録を受ける出願人の権利を正当化する陳述を含めるものとする。

(3) 出願は、次の事項を含むことができる。

(a) 100までの意匠。ただし、それらがすべて国際分類の同一区分に属する物品に関するものであることを条件とする、及び

(b) 意匠の公告を当該出願の出願日又は該当する場合、優先日から12月以内の指定された期間延期することの請求

第77条 補正及び取下げ

(1)

(a) 出願人は、本項(b)に従うことを条件に、出願が処理されている間はいつでも、出願を補正することができる。

(b) 如何なる補正も、登録出願に含まれる意匠の何れかへの変更又は追加を伴う場合は、受理されない。

(2) 出願人は、意匠が登録される前はいつでも、所定の手数料の納付により、出願を完全に又は1若しくは複数の意匠に関して取り下げることができる。

第78条 優先権

(1) 登録出願は、パリ条約に従って、先の出願の出願日から6月以内はいつでも、同条約の

同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国において又はこれらの国について、出願人又はその前権利者により同一の意匠について提出された1又は複数の先の出願の優先日を主張する宣言を含むことができる。

(2) 出願が優先権を主張する宣言を含む場合、長官は、出願人に対し、長官が決定する期間内に、次のものを提出するよう請求することができる。

- (a) 外国当局により正確であると証明された先の出願の写し
- (b) 出願日を示す当該当局からの証明書、及び
- (c) 書類の英語翻訳文

(3) 優先権の条件又は優先権主張の要件が満たされていないと長官が認める場合、優先権を主張する宣言は、なされなかったものとみなされる。

(4) 出願が本条(1)に基づく宣言を含む場合は、

- (a) 当該出願は、パリ条約に規定する6月の期間中に行われた行為を理由に拒絶することはできず、
- (b) 如何なる当該行為も、第三者の権利又は個人所有の権利を生じさせない。

第79条 意匠の出願日

意匠の登録出願の出願日は、出願が次の事項を含む最先の日とする。

- (a) 出願人の身元の確認を可能にし、出願人への連絡を可能にする表示、及び
- (b) 登録を求める意匠の図示的表示

第80条 出願の審査

(1)

- (a) 長官は、意匠の登録出願が第73条の要件及び第2条における意匠の定義に適合しているか否かを審査し、決定する。
- (b) 出願が第73条の要件及び第2条における定義に適合していない場合は、長官は、出願人に対し、請求の受領日から2月又は長官が決定する更なる期間内に、書面により、出願を補正するよう請求する。

(2) 所要の補正が指定された期間内になされない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

第81条 意匠の登録及び公告

(1)

- (a) 第73条に規定する要件が満たされている場合、長官は、所定の登録手数料の納付により、意匠を登録し、その登録に関する詳細を公告し、意匠登録証を出願人に発行する。
- (b) 出願が第73条の要件を満たしていない場合、長官は、出願を拒絶する。
- (c) 第76条(3)(b)に基づいて公告の延期が請求された場合、長官は、次のことを確実にしなければならない。

- (i) 出願に関するファイル及び意匠の表示が公衆の閲覧に供されないこと、及び
- (ii) 出願が延期期間の満了まで公告されないこと

(2) 長官は、延期期間の満了時に、出願を公報において公示する。

第82条 意匠の登録により与えられる権利

(1) 登録所有者以外の者がモーリシャスにおいて登録意匠を実施する場合、同人は、登録所有者の書面による同意を必要とする。

(2) 意匠が、不可欠であり、物品から分離できない物品の一部について登録されている場合は、登録意匠の侵害は、当該部分単独のみではなく、登録意匠を具現化した物品の全体的な外観を考慮して評価される。

第83条 限定及び例外

意匠の登録により与えられる如何なる権利も、次のことを禁じない。

- (a) 意匠を具現化した物品が、モーリシャス又は国外において登録所有者により又は所有者の同意を得て行動する若しくは所有者と経済的つながりを有する者により市場を流通した後の当該物品に関する行為
- (b) モーリシャスに一時的に若しくは偶発的に入った航空機、陸上車両若しくは船舶の本体若しくは装備における意匠の使用又は当該航空機、陸上車両若しくは船舶を修理する目的での予備部品若しくは附属物の輸入
- (c) 次の行為
 - (i) 私的にかつ非商業的目的で行われる行為
 - (ii) 学術機関、教育機関又は研究機関における教授、教育又は科学研究の目的で行われる行為、又は
 - (iii) 意匠に関する実験目的でのみ行われる行為
- (d) 意匠の特徴の次の複製
 - (i) 機能的若しくは技術的考慮のみにより決定付けられる又は技術的目的を果たすのに必要な特徴の複製
 - (ii) 各物品がその機能を果たすことができるように、意匠が具現化された物品を他の物品に機械的に接続し、又は他の物品の中、周囲若しくはそれに接して配置することができるようにするための、正確な形態での特徴の複製、又は
 - (iii) 複合物品の構成部品に具現化された特徴の複製であって、当該部品が、当該製品の元の外観を回復するように当該製品を修理する目的で使用される場合

第84条 意匠の存続期間

- (1) 意匠の登録は、登録出願の出願日から5年の期間有効とする。
- (2) 意匠の登録は、次の条件により、更に3回の連続する5年の期間、更新することができる。
 - (a) 所定の手数料の納付すること、かつ、

(b) 長官が決定した条件に適合していること

(3) 長官は、所定の追加料金の納付を条件に、所定の更新手数料の遅延納付について6月の猶予を認めることができる。

(4) 本条に従って更新が行われない場合は、意匠の登録は、失効する。

第85条 意匠の登録の無効

(1) 利害関係人は、次の場合は、意匠の登録の無効を審判所に申請することができる。

- (a) 意匠が第73条に基づいて保護を受ける権原を有さない場合
- (b) 権利所有者が第75条に基づいて保護を受ける権原を有さない場合
- (c) 意匠の登録所有者が創作者又はその権利承継人でない場合

(2) 無効理由が登録に含まれる意匠の1又は一部のみに関して証明された場合は、場合に応じて、当該1又は複数の意匠が無効とされる。

(3) 無効とされた意匠は、当初から無効とする。

(4) 審判所の決定は、長官に通知され、長官は、それを記録し、当該決定を公報において直ちに公示する。

B節 ハーグ協定

第86条 B節の解釈

本節において、

「ハーグ協定」とは、意匠の国際登録に関するハーグ協定を意味する。

「1999年改正協定」とは、1999年7月2日にジュネーブにおいて署名されたハーグ協定の改正協定を意味する。

「共通規則」とは、ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則を意味する。

「締約国」とは、1999年改正協定を締約している国又は政府間機関を意味する。

「国際登録」とは、1999年改正協定に従ってなされた登録を意味する。

「国際登録簿」とは、国際事務局が備える国際登録に関する公式のデータの集合体を意味する。

第87条 国際意匠登録出願

国際意匠登録出願は、国際事務局の公式出願様式により、国際事務局に直接又は庁に提出することができる。

第88条 国際登録の効果

(1) モーリシャスを締約国として指定する国際登録は、国際登録日から、本法に基づいて提

出された登録出願と同一の効果を有する。

(2) 1999年改正協定及び共通規則に従って、次の場合、国際登録は、国際登録日から、本法に基づいて長官により付与された意匠の登録と同一の効果を有する。

(a) 拒絶が国際事務局に通知されていない場合、又は

(b) 拒絶が国際事務局に通知されたが、後に取り下げられた場合

(3) モーリシャスを締約国として指定する国際登録に関して国際登録簿になされた記録は、関連する登録簿への記録と同一の効果を有する。

(4)

(a) 更新を条件に、モーリシャスを指定する国際登録は、本法に規定するのと同じの保護の存続期間を有する。

(b) 更新は、国際事務局に対して請求するものとし、国際登録簿に記録される。

第89条 国際登録の審査及び国際事務局への通知

(1) モーリシャスを指定する国際登録が所定の要件に適合していないが、1999年改正協定第12条(1)に準拠している場合、長官は、共通規則に基づいて適用される拒絶期間の満了前に、共通規則に従って保護の拒絶を国際事務局に通知する。

(2) 第80条(1)(b)に拘らず、本条(1)に基づいて拒絶通知が発行された場合、第80条(1)(b)に定める2月の期間は、3月の期間に置き換えられる。

(3) 本条(1)に基づいて拒絶通知が発行されており、当該拒絶が後に取り下げられた場合、長官は、共通規則に従ってその旨の声明を国際事務局に送付する。

(4) 本条(1)に基づいて拒絶通知が発行されていない場合、長官は、所定の拒絶期間内に、共通規則に従って、国際登録の対象である意匠に保護が付与される旨の声明を国際事務局に送付する。

(5) 国際登録がモーリシャスにおいて無効とされ、当該無効が審判請求の対象でない場合、長官は、共通規則に従って国際事務局に通知する。

(6)

(a) 本条(1)に基づいて発行された通知を受領した国際登録の所有者は、本法に基づいて意匠の登録の出願人が実施可能であるものと同じの救済手段を享受する。

(b) 本条(5)に規定する無効手続に参加する国際登録の所有者は、本法に基づいて登録された意匠の所有者が実施可能であるものと同じの権利防御の機会を与えられる。

第90条 本法とハーグ協定との間の抵触

本法と1999年改正協定及び共通規則との間に抵触がある場合は、1999年改正協定及び共通規則の規定が優先する。

第VII章 商標、商号、地理的表示、マドリッド議定書

A節 商標

第91条 商標登録

- (1) 商標を使用する排他権は、登録により取得される。
- (2) 如何なる標識も、次に該当する場合は、商標として登録されない。
 - (a) 識別性を欠いている又はある企業の商品若しくは役務を他の企業の商品若しくは役務と区別することができない場合
 - (b) 商品又は役務の種類、品質、数量、意図された目的、価値、地理的原産地又は商品の生産若しくは役務の提供の時期又はその他の特性を表すために取引上用いることができる標識又は表示のみからなる場合
 - (c) 現行言語若しくは誠実な確立した取引慣行において一般的となった又は製品若しくは役務の普通の若しくは認識された技術的若しくは科学的な名称である標識又は表示のみからなる場合
 - (d) 商品の性質から生じる又は商品に技術的成果、機能的利点若しくは実質的価値を付与する形状のみからなる場合
 - (e) 公の秩序又は道徳に反する場合
 - (f) 関係する商品若しくは役務の地理的原産地又はその性質、品質若しくはその他の特性に関して特に、誤認させる虞がある場合、又は
 - (g) パリ条約の締約国若しくは国際機関の紋章、旗章若しくはその他の記章として、当該国若しくは機関により採用された監督・証明を表示する公の記号を含み、又は紋章学的観点から当該記号の模倣を構成する場合
- (3)
 - (a) 商標は、モーリシャスにおいて効力を有する第三者の権利に抵触する場合、特に商標が次に該当する場合は、登録されない。
 - (i) 類似の商品若しくは役務に関して、先に登録された商標若しくは先の出願日若しくは優先日を有する商標と類似している又は当該商標に混同を生じさせる虞がある程近似している場合
 - (ii) 他の企業の類似の商品又は役務に関してモーリシャスにおいて周知である商標と混同を生じさせる虞がある複製、模倣又は翻訳を構成する場合、又は
 - (iii) モーリシャスにおいて、登録を求める商品又は役務と同一若しくは類似ではない商品又は役務について周知商標が登録されており、登録を求める商品又は役務に出願商標を使用することと周知商標の所有者との間に関連性を示唆し、かつ、周知商標の所有者の利益が当該使用により害される虞がある場合、及び
 - (iv) 法律によってモーリシャスにおいて使用することができない場合
 - (b) 本項(a)に拘らず、長官は、誠実な同時使用又はそうすることを適切と認めるその他の事情がある場合は、長官が決定する条件及び限定に従うことを条件に、2以上の所有者による商標登録を認めることができる。

(4) 本法に基づいて登録されておらず、係属中の出願の対象でもない商標の先使用者は、先使用の証拠を提出するとき、他者による類似の商品又は役務に関する類似の商標登録出願に異議を申し立てることができる。

第92条 登録出願

- (1) 商標登録出願は、次のとおりとする。
 - (a) 長官が決定する様式及び方法により長官に提出すること、及び
 - (b) 所定の返還されない手数料の納付を伴うこと
- (2) 商標登録出願には、次の事項を含めるものとする。
 - (a) 出願人の名称及び住所並びにその他の所定の情報
 - (b) 該当する場合は、商標の種類及び当該種類の商標に適用される特定の要件を表示した陳述
 - (c) 商標の表示、及び
 - (d) 国際分類の適用される区分に従って分類された商標登録を求める商品又は役務の一覧

第93条 優先権

- (1)
 - (a) 商標登録出願は、パリ条約に従って、当該条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国において又はこれらの国について、対応する商品又は役務に関して、同一の商標について提出された1又は複数の先の出願の優先権を主張する出願人又はその前権利者による宣言を含むことができる。
 - (b) 本項(a)にいう優先権は、登録出願の出願日から6月の期間とする。
- (2) 出願人は、本条(1)に従う優先権を主張する宣言から3月以内に、次のものを提出することができる。
 - (a) 庁が受理する言語による、先の出願が提出された外国当局により正確であると証明された先の出願の写し、及び
 - (b) 先の出願の日付を示す先の出願が提出された外国当局により発行された証明書
- (3) 優先権の条件又は優先権主張の要件が満たされていないと長官が認める場合、優先権を主張する宣言は、なされなかったものとみなされる。

第94条 商標の出願日

- (1) 商標登録出願の出願日は、出願を長官が受領した日とする。ただし、出願が、受領の時点で、第92条に定める事項を含むことを条件とする。
- (2) 出願が必要事項を含まない場合は、長官は、
 - (a) 通知の受領日から2月の期間内に補正しなければならない不備を出願人に書面により通知し、
 - (b) 当該補正がなされた場合は、所要の補正の受領日を出願日として付与する。

(3) 補正がなされない場合、出願は、提出されなかったものとして取り扱われる。

第95条 分割、取下げ及び補正

(1)

- (a) 出願人は、原出願において指定された商品又は役務を分離するために、自己の出願を2以上の出願に分割することができる。
- (b) 本項(a)に基づいてなされたすべての分割出願は、原出願の出願日及び該当する場合、優先権を保持する。
- (c) 分割後に、すべての出願は、独立しているものとし、分割前に行われた出願の公告は、各分割出願について効力を有する。

(2) 出願人は、商標が登録される前はいつでも、自己の出願を取り下げ、出願に包含される商品若しくは役務の一覧を限定し、又は自己の出願を補正することができる。ただし、当該補正が商標の同一性に実質的に影響を与えないことを条件とする。

第96条 審査、公告、異議申立及び登録

(1) 長官は、出願が第92条の要件に適合しているか否か及び登録を求める商標が商標の定義に適合しているか否かを審査し、決定する。

(2) 第92条の要件が満たされていないと長官が認める場合、長官は、出願人に対し、次のことを行うよう請求する。

- (a) 追加の情報を提出すること、又は
- (b) 所定の期間内に、出願を補正すること

(3) 出願人が本条(2)に基づく請求に応じない場合、出願は、失効する。

(4) 本条(1)に定める要件を満たしている場合、長官は、出願を直ちに受理し、それを公報において公告させる。

(5)

- (a) 何人も、所定の期間内に、所定の手数料の納付を条件に、商標登録に対する異議を長官に申し立てることができる。
- (b) 異議申立は、通知によるものとし、異議申立の理由を記述するものとする。
- (c) 出願人は、異議申立に対する答弁書の写しを自らが依拠する理由とともに長官及び異議申立人に送付する。
- (d) 出願人が本項(c)に基づいて答弁書を送付しない場合、出願人は、出願を放棄したものとみなされる。
- (e) 出願人が答弁書を送付した場合、長官は、適切と考える場合は当事者を聴聞した後に、商標を登録することができるか否かを決定する。

(6)

- (a) 出願が公告された後、商標登録まで、出願人は、商標が登録されていた場合に、出願人が有していた筈であるものと同一の特権及び権利を有する。

- (b) 本項(a)に拘らず、行為が行われた時点で商標が有効に登録を受けることができなかったことを被告が立証した場合は、出願が公告された後に行われた行為に関して同号に基づいて提起された訴訟に対する有効な防御となる。
- (7)
 - (a) 長官が商標登録出願を拒絶した場合は、長官は、出願人に書面により通知する。
 - (b) (i) 出願人は、本項(a)に記載の通知を受領した日から6月以内に、長官に対し、商標登録出願を再検討するよう書面により陳情することができる。
 - (ii) 出願人が前記(i)に定める期間内に書面により陳情しない場合、登録出願は、放棄されたものとみなされる。
 - (c) 長官は、書面による陳情の受領日から1月以内に、自己の決定及びその理由を出願人に通知する。
- (8) 本条(1)に定める条件を満たしていると長官が認め、かつ、次に該当する場合、長官は、商標を登録し、登録に関する詳細を公告し、登録証を出願人に発行する。
 - (a) 商標登録に対して所定の期限内に異議が申し立てられなかったこと、又は
 - (b) 商標登録に対して異議が申し立てられ、当該異議申立について出願人に有利な決定がなされたこと

第97条 商標の存続期間

- (1) 商標登録は、登録出願の出願日から10年の期間とする。
- (2) 商標登録は、次のことを条件に、連続する10年の期間を更新することができる。
 - (a) 所定の時期に、所定の更新手数料の納付すること、及び、
 - (b) 長官が決定する条件に従うこと。
- (3) 本条(2)記載の更新手数料が所定の期間内に納付されない場合、長官は、更新手数料及び所定の追加料金の納付について6月の猶予を商標の所有者に付与することができる。
- (4) 本条に従って更新が行われない場合は、商標登録は、失効する。
- (5)
 - (a) 商標が(4)に基づいて失効し、登録簿から削除された場合、商標の前登録所有者は、商標登録の満了日から1年以内に、当該商標登録を長官に出願することができる。
 - (b) 商標の前登録所有者が本項(a)に基づいて出願する場合、同人は、当該商標登録を出願する他者に優先する。
 - (c) 商標の前登録所有者以外の者が、本項(a)に定める1年の期間内に、失効した商標登録を出願した場合、当該出願は、当該1年の期間満了まで処理されない。ただし、商標の前登録所有者が(a)に基づいて出願する場合はこの限りでない。
- (6) 次のことに長官が納得した場合、長官は、商標を登録する。
 - (a) 商標が登録簿から削除される直前の3年の間に、商標の誠実な使用があったこと、又は
 - (b) 商標の従前の使用を理由として、登録出願の主題である商標の使用から如何なる欺瞞又

は混同も生じる虞がないこと

第98条 商標登録により与えられる権利

(1) 何人も、登録所有者の書面による合意なしに、登録商標をそれが登録された商品及び役務に関して使用してはならない。

(2) 商標のすべての登録所有者は、自らが利用可能な他の権利、救済手段又は措置に加えて、登録所有者の書面による合意なしに、商標を使用又は侵害を生じさせる虞がある行為を行う者に対して訴訟手続を提起する権利を有する。

(3) 登録所有者は、登録商標と類似の標識の使用又は商標が登録された商品及び役務と類似の商品及び役務に関する当該標識の使用が、公衆に混同を生じさせる虞がある場合は、(2)に従って訴訟手続を提起することができる。

(4) 商標登録により与えられる権利は、モーリシャスにおいて登録所有者により又はその同意を得て市場を流通した物品に関する行為には及ばない。

第99条 商標登録の無効

(1) 利害関係人は、次の場合、商標登録の全部又は一部の無効を審判所に申請することができる。

- (a) 登録された標識が商標の定義に適合していない場合、又は
- (b) 商標が第91条(2)又は(3)に適合していない場合

(2) 商標登録の無効は、商標登録日から効力を有する。

(3) 審判所の決定は、長官に通知され、長官は、それを記録し、当該決定を公報において直ちに公示する。

第100条 不使用を理由とした削除

(1) 利害関係人は、長官に対し、請求を提出する1月前までに、商標が、その登録後、3年以上の継続した期間中に登録所有者又はライセンシーにより使用されていなかったとの理由により、商標が登録されている商品又は役務に関して商標を関連する登録簿から削除することを請求できる。

(2) 本条(1)に拘らず、次のことに長官が納得した場合、商標は、登録簿から削除されない。

- (a) 商標の使用を妨げる合理的な事情が存在したこと、及び
- (b) 当該商品又は役務に関して商標を使用しない又は放棄する意思がなかったこと

第101条 団体商標

(1) 団体商標登録出願は、次のとおりとする。

- (a) 商標を団体商標として指定すること、及び
 - (b) 団体商標の使用を規制する規約の写しを添付すること
- (2) 団体商標登録所有者は、本条(1)にいう規約に加えられた変更を長官に通知し、当該変更は、記録に保持され、長官が適切と認める場合は、公告される。
- (3) 団体商標は、ライセンスの対象とはならない。
- (4) 利害関係人は、本条(5)に記載の事情の何れかにおいて、団体商標登録の無効を審判所に申請することができる。
- (5) 審判所は、無効を請求する利害関係人が次のことを証明した場合、団体商標登録を無効とする。
- (a) 商標が登録所有者により排他的に使用されていること
 - (b) 登録所有者が、本条(1)(b)に記載する規約の条件に違反して使用し又はその使用を許可していること
 - (c) 登録所有者が、関係する商品又は役務の出所又はその他の共通の特性に関して人を欺瞞する虞がある方法により使用し又はその使用を許可していること
- (6) 団体商標登録の無効は、商標登録日から効力を有する。
- (7) 審判所の決定は、長官に通知され、長官は、それを記録し、当該決定を公報において直ちに公示する。

第102条 証明商標

- (1)
- (a) 証明商標登録出願には、商標の使用を規制する規約の写しを添付するものとする。
 - (b) 長官は、出願及び規約の関連する詳細を公報において公告し、所定の手数料の納付により、規約を公衆の閲覧に供する。
- (2) 証明商標登録所有者は、本条(1)にいう規約に加えられた変更を長官に通知し、当該変更は、記録に保持され、長官が適切と認める場合、公報において公告される。
- (3) 証明商標の所有者は、自らの商品又は役務を証明するために商標を使用してはならない。
- (4) 利害関係人は、本条(5)に記載の事情の何れかにおいて、証明商標登録の無効を審判所に申請することができる。
- (5) 審判所は、登録所有者が次のことを行った場合、証明商標登録を無効とする。
- (a) 本条(3)に違反したこと、又は

- (b) 商標の次の使用を認めたこと
 - (i) 本条(1)に記載の規約に違反する使用、又は
 - (ii) 関係する商品又は役務の出所又はその他の共通の特性に関して欺瞞する虞がある方法による使用
- (6) 証明商標登録の無効は、商標登録日から効力を有する。
- (7) 審判所の決定は、長官に通知され、長官は、それを記録し、当該決定を公報において直ちに公示する。

第103条 登録商標の取消し並びに商品及び役務の限定

登録商標の所有者は、商標の取消し又はそれが登録されている商品若しくは役務の一部若しくは全部に関する限定を申請することができる。

B節 商号

第104条 商号の保護

- (1) 如何なる名称又は呼称も、次に該当する場合は、商号として使用してはならない。
 - (a) その性質又はそれを供することができる用途により、公の秩序又は道徳に反すること、又は
 - (b) 当該名称により特定される企業の性質に関して人を欺瞞する虞があること
- (2) 商号を登録する義務を規定する他の法令に拘らず、当該名称は、登録前であっても又は登録されていなくても、第三者により犯される違法行為に対して保護される。
- (3) 本条(2)の適用上、第三者による商号若しくは商標若しくは団体商標としての既存の商号の使用又は公衆を誤認させる虞がある類似の商号若しくは商標の使用は、違法とする。

C節 地理的表示

第105条 保護の範囲

- (1) 同一の商品について同名の地理的表示が存在する場合において、それらの表示の同時使用が許可される場合、長官は、関係する生産者の衡平な待遇及び需要者を誤認させないことを確保する必要性を考慮して、当該同名の表示が互いに差別化される実際条件を決定する。
- (2) 次のものは、地理的表示として保護されない。
 - (a) 公の秩序又は道徳の理由により、使用を防止する必要がある表示
 - (b) 原産国において保護されていない若しくは保護されなくなった又は当該国において使用

- されなくなった地理的表示，及び
- (c) 関連する商品又は役務の共通名称としてモーリシャスの共通言語において慣用されている用語と同一である表示

第106条 地理的表示のための出願

- (1) 地理的表示の登録出願は，次のとおりとする。
 - (a) 長官が決定する様式及び方法により庁に提出すること，及び
 - (b) 所定の返還されない手数料の納付を条件とすること

- (2) 指定された商品を生産するために指定された地理的地域において活動する生産者集団若しくは生産者をまとめる法人又は当該生産者集団若しくは法人の代理としての政府部局は，地理的表示の登録を出願することができる。

- (3) 地理的表示の登録出願は，次の事項を含むものとする。
 - (a) 出願を提出する者の名称，住所及び本拠地
 - (b) 登録を求める地理的表示
 - (c) 地理的表示が適用される地理的地域
 - (d) 地理的表示により指定される商品
 - (e) 地理的表示が使用される商品の特定の特性
 - (f) 商品の生産地域及び方法
 - (g) 商品の特性と生産の地域及び方法との間の連関
 - (h) 当該特定の特性を監督する方法
 - (i) 地理的表示の使用に関する規則を定める実施規範
 - (j) 商品の名称が原産国において保護されていることの証拠
 - (k) 地理的表示に関する内部監督計画

- (4) 出願人は，いつでも，自己の地理的表示の登録出願を取り下げることができる。

第107条 地理的表示の出願日

- (1) 長官は，地理的表示の登録出願が第106条に適合している場合，出願の受領日を出願日とみなす。
- (2)
 - (a) 出願が，受領の時点で，第106条に適合していない場合，長官は，出願人に対し，長官が決定する期間内に所要の補正を提出することを要求する。
 - (b) 出願人が所要の期限内に必要な補正を提出しない場合，出願は，放棄されたものとみなされる。

第108条 審査，公告，異議申立及び登録

- (1) 長官は，出願が第105条及び第106条の要件に適合しているか否か並びに登録を求める地理的表示が地理的表示の定義に適合しているか否かを審査し，決定する。

(2) 本条(1)に定める要件を満たしていると長官が認める場合、長官は、出願を長官が決定する方法により公告させる。

(3)

(a) 利害関係人は、所定の期間内に、所定の手数料の納付を条件に、第105条又は第106条の要件を満たしていないとの理由により、地理的表示の登録に対する自己の異議申立を長官に通知することができる。

(b) 長官は、異議申立通知の写しを出願人に送付する。

(c) 出願人は、所定の期間内に、長官が決定する方法により、自己の出願に係る自らが依拠する理由の答弁書を長官及び異議申立人に送付する。

(d) 出願人が本項(c)に従って答弁書を送付した場合、長官は、適切と考えるときは当事者を聴聞した後に、異議申立通知に関する自己の決定を下すことができる。

(e) 出願人が所定の期間内に、長官が決定した方法により答弁書を送付しない場合、出願は、失効する。

(4) 本条(1)に定める要件を満たしていると長官が認める場合は、長官は、

(a) 地理的表示を登録し、

(b) 登録証を出願人に発行し、

(c) 登録を公報において公示する。

(5) 出願が本条(1)に定める要件に適合していない場合、長官は、出願を拒絶する。

第109条 排他権の範囲

生産者集団又は生産者をまとめ、関連する地理的地域において活動を行っている法人以外の何人も、登録された地理的表示を関連する登録簿において指定された商品に関して業として使用する権利を有さない。

第110条 限定及び例外

(1)

(a) 第98条(3)は、本法に基づいて保護されている地理的表示に適用される。

(b) 本法の施行前又は地理的表示がその原産国において保護される前に、善意で商標登録が出願され、商標が登録された場合又は善意の使用によって商標に対する権利が獲得された場合、次のものは、当該商標が地理的表示と同一又は類似であるとの理由により影響を受けない。

(i) 当該商標登録又は登録の有効性、又は

(ii) 当該商標を使用する権利

(2) 本法の如何なる規定も、次のとおり、モーリシャスにおいて商品又は役務に関連して外国の地理的表示を、同一の又は関連する商品又は役務に関して継続した方法により使用しているモーリシャスの国民又は居住者による、当該地理的表示のモーリシャスにおける継続的及びこれと同様の使用を妨げない。

(a) 1994年4月15日前の少なくとも10年間、又は

(b) 同日前の何れかの時点で、善意で

第111条 地理的表示の存続期間

- (1) 地理的表示の登録は、登録出願の出願日から10年の期間とする。
- (2)
 - (a) 地理的表示の登録は、所定の更新手数料の納付し、長官が決定する条件により、10年の期間を連続して更新することができる。
 - (b) 長官は、地理的表示の登録の更新申請に基づき、申請人に対し、長官が決定する他の情報及び書類を提出するよう要求することができる。
- (3) 更新手数料が所定の期間内に納付されない場合、長官は、更新手数料及び所定の追加料金の納付について6月の猶予を登録所有者に付与することができる。
- (4) 本条に従って更新が行われない場合、地理的表示の登録は、失効する。

第112条 地理的表示の登録の無効

- (1) 利害関係人は、次の場合、地理的表示の登録の無効を審判所に申請することができる。
 - (a) 地理的表示が保護に適格でない場合
 - (b) 登録において指定された地理的地域が地理的表示に対応しない場合、又は
 - (c) 地理的表示が使用される製品の表示又は当該製品の品質、評判若しくはその他の特性の表示が欠落している又は不十分である場合
- (2) 本条に基づく手続において、本条(1)に記載の利害関係人は、無効請求を次の者に通知する。
 - (a) 地理的表示の登録出願を提出した者又はその権利承継人、及び
 - (b) 地理的表示を使用する権利を有する第106条(2)にいう生産者集団又は法人
- (3) 本条(2)(b)に記載の者又は事件に利害関係を有するその他の者は、審判所が決定する期間内に、手続への参加を申請することができる。
- (4) 地理的表示の登録が無効とされた場合、登録は、当初から無効とみなされる。
- (5) 審判所の決定は、長官に通知される。
- (6) 地理的表示の登録が無効とされた場合、長官は、審判所の決定を適切な登録簿に記録し、その旨を公報において公告させる。

第113条 登録簿の更正

- (1) 地理的表示に利害関係を有する者は、本条(2)に記載の理由の何れかにより、登録簿の更正を長官に申請することができる。
- (2) 本条(1)に記載の理由は、次のとおりとする。
 - (a) 登録簿において指定された地理的地域が地理的表示に対応しないこと
 - (b) 地理的表示が使用される商品の表示が欠落している又は不十分であること

(c) 商品の品質，評判又はその他の特性の表示が欠落している又は不十分であること

(3) 長官は，登録簿の更正が必要であることに納得した場合，登録簿を更正する。

第114条 登録の取消

(1) 地理的表示に利害関係を有する者は，長官に対し，地理的表示が第105条及び第106条によって保護に適格でなく又は適格でなくなったとの理由により，地理的表示の登録を取り消すよう請求することができる。

(2) 長官が地理的表示の登録を取り消した場合，長官は，それに関する記入を登録簿から削除する。

D節 マドリッド議定書

第115条 D節の解釈

本節において，

「基礎出願」とは，本法に基づいて庁に提出され，マドリッド議定書に基づく国際出願の提出の基礎として使用される商標登録出願を意味する。

「基礎登録」とは，本法に基づいて庁に登録され，マドリッド議定書に基づく国際出願の提出の基礎として使用される商標を意味する。

「共通規則」とは，マドリッド協定及びマドリッド議定書に基づく共通規則を意味する。

「国際出願」とは，マドリッド議定書に基づく商標登録を取得するための出願を意味する。

「国際登録簿」とは，商標の国際登録に関係し，国際事務局が備えるデータの集合体に関する登録簿を意味する。

「事後指定」とは，次のものを意味する。

- (a) マドリッド議定書第3条の3(2)に基づく保護の拡張の請求(領域指定)，又は
- (b) 国際登録簿に記録された指定

「マドリッド議定書」とは，改正された1989年6月27日にマドリッドにおいて採択された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書を意味する。

「本国官庁」とは，場合に応じて，基礎出願が提出された又は登録簿に基礎登録が行われた官庁を意味する。

第116条 言語

国際出願を含め、庁を通じた国際事務局に対する送付のための通信は、英語によるものとする。

第117条 モーリシャスが本国である国際出願の審査

国際出願が国際事務局に対する送付のために庁に提出された場合、庁は、次のことを検証する。

- (a) 庁を当該出願に関する本国官庁とみなすことができるか否か、及び
- (b) 提出された詳細がマドリッド議定書及び共通規則に従っているか否か

第118条 証明

(1) 庁を国際出願に関する本国官庁とみなすことができること並びに提出された詳細がマドリッド議定書及び共通規則に従っていることを庁が決定した場合、長官は、

- (a) 出願を証明し、
- (b) 受領日を表示し、
- (c) 出願を国際事務局に転送する。

(2) 庁を国際出願に関する本国官庁とみなすことができないこと並びに提出された詳細がマドリッド議定書及び共通規則に従っていないことを庁が決定した場合、長官は、その旨を出願人に通知する。

(3) 国際出願の国際事務局に対する証明及び送付には、所定の取扱手数料が課される。

第119条 取扱手数料

モーリシャスを本国とする国際出願の国際事務局に対する証明及び送付に係る所定の取扱手数料は、長官に納付するものとする。

第120条 基礎出願又は基礎登録の効果の終了

マドリッド議定書第6条に従って、基礎出願から生じる登録又は基礎登録が効果を有さなくなった場合、長官は、

- (a) その旨を国際事務局に通知し、
- (b) 影響を受ける商品及び役務に関して国際登録の取消を請求する。

第121条 国際登録出願の公告及び異議申立

(1) 長官は、所定の方法により、モーリシャスが指定締約国である国際登録出願を公告する。

(2)

- (a) 利害関係人は、国際登録に対する異議を長官に申し立てることができる。
- (b) 本項(a)にいう異議申立は、第96条に従って扱われる。

第122条 保護の職権による暫定的拒絶

(1) 国際登録の対象である商標を本法に基づいて保護することができない場合、長官は、マドリッド議定書第5条に規定する拒絶期間の満了前に、商標の保護の暫定的拒絶を国際事務局に通報する。

(2) 国際登録の所有者は、商標が庁に直接登録出願された場合と同一の救済手段を享受する。

第123条 異議申立に基づく保護の暫定的拒絶

(1) モーリシャスを指定する国際登録に関して長官に異議が申し立てられた場合、長官は、マドリッド議定書第5条に規定する拒絶期間の満了前に、マドリッド議定書及び共通規則の規定に従って、当該事実を異議申立に基づく保護の暫定的拒絶として国際事務局に通報する。

(2) 国際登録の所有者は、商標が庁に直接登録出願された場合と同一の救済手段を享受する。

第124条 保護の付与の声明

(1) すべての手続が完了し、長官が保護を拒絶する理由が存在しない場合、長官は、可能な限り速やかに、マドリッド議定書第5条に規定する拒絶期間の満了前に、モーリシャスにおいて商標に保護が付与される旨の声明を国際事務局に送付する。

(2) 商標の保護の要件が第91条に従っていることに長官が納得した場合、長官は、モーリシャスにおいて当該商標に保護が付与される旨の声明を国際事務局に送付する。

(3) 本条(1)に記載の声明は、マドリッド議定書第5条に規定する拒絶期間の満了前に送付するものとする。

第125条 保護の暫定的拒絶後の決定

(1) 長官が第122条又は第123条に従って保護の暫定的拒絶を国際事務局に通報し、手続の完了後に、当該暫定的拒絶が全部又は一部取り下げられた場合、長官は、場合に応じて、次のものを国際事務局に送付する。

- (a) 暫定的拒絶が取り下げられた旨並びに保護が請求されたすべての商品及び役務についてモーリシャスにおいて商標の保護が付与される旨の声明、又は
- (b) モーリシャスにおいて商標の保護が付与される商品及び役務を表示した声明

(2) 長官が第122条に従って全部暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付した場合において、次に該当するとき、長官は、その旨の声明を国際事務局に送付する。

- (a) 商標の保護に関するすべての手続が完了したとき、及び
- (b) すべての商品及び役務について関係締約国における商標の保護の拒絶を確認したとき

第126条 声明後の商標の保護に影響を与える決定

第124条に従って声明が送付され、モーリシャスを指定する国際登録における商標の保護に影響を与える決定があった場合、長官は、

- (a) 当該決定を把握している範囲において、モーリシャスにおいて商標が保護される商品及び役務を表示した更なる声明を国際事務局に送付し、又は
- (b) 商標の保護に関する他の情報を連絡する。

第127条 国際登録の効果

(1) 国際登録は、国際登録日において、庁に提出された商標登録出願と同一の効果を有する。

(2) 次の場合は、モーリシャスにおける国際登録の対象である商標は、国際登録日からモーリシャスにおいて保護されているものとみなされる。

- (a) 長官がマドリッド議定書及び共通規則に従って拒絶を国際事務局に通報しない場合
- (b) 長官が拒絶を通報し、当該拒絶が後に取り下げられた場合、及び
- (c) 長官が保護の付与の声明を送付した場合

第128条 無効

国際登録がモーリシャスにおいて無効とされ、当該無効が審判請求の対象でなくなった場合、長官は、マドリッド議定書及び共通規則に従って国際事務局に通報する。

第129条 国際登録簿への記録

国際登録について国際登録簿になされた記録は、モーリシャスが指定締約国である庁の登録簿に記録されたとみなされる。

第130条 団体商標及び証明商標

団体商標又は証明商標登録を求める国際出願においてモーリシャスが指定された場合、出願人は、所定の期限内に、団体商標又は証明商標の使用を規制する規約を庁に直接提出する。

第131条 代替

(1)

(a) 庁に登録された商標が国際登録の対象でもあり、何れの登録も同一の者の名義である場合、国際登録は、国内登録によって取得された権利を害することなく、庁への国内登録を代替するものとみなされる。ただし、次のことを条件とする。

- (i) 国際登録から生じる保護がモーリシャスに拡張されること
- (ii) 国内登録において指定されたすべての商品及び役務がモーリシャスに関する国際登録におけるものと同一であること
- (iii) 国際登録のモーリシャスへの拡張がモーリシャスにおける商標登録日後に効力を生じること

(b) 国際登録の所有者は、長官に対し、国際登録を関連する登録簿に記載することを請求することができ、長官は、それに応じて記載する。

(2) 本条(1)に基づいて長官になされる請求は、所定の様式に従うものとし、所定の手数料の納付を条件とする。

(3)

(a) 長官が本条(1)(b)に基づいて国際登録を記載した場合、長官は、その旨を国際事務局に通報する。

(b) 国際事務局への通報には、次の事項を表示する。

(i) 国際登録番号

(ii) 国際登録において指定された商品及び役務の一部のみに関する場合は、当該商品及び役務

(iii) モーリシャスにおける商標登録出願の出願日及び出願番号

(iv) モーリシャスにおける登録の登録日及び登録番号

(v) モーリシャスにおける登録の優先日(ある場合)、及び

(vi) モーリシャスにおける登録によって取得された他の権利(ある場合)に関するすべての情報

第132条 転換

(1) モーリシャスを指定する国際登録が、国際登録において指定された商品及び役務の全部又は一部に関して、マドリッド議定書第6条(4)に従って本国官庁の請求に応じて取り消された場合、国際登録が取り消された日から3月以内に、その取消日時点で国際登録の所有者であった者は、モーリシャスにおいて保護が請求された国際登録に含まれる商品及び役務の一覧に包含される商品及び役務に関して、同一の商標登録を長官に出願することができる(「転換から生じる出願」)。

(2) 本条(3)、(4)、(5)及び(6)に従うことを条件に、長官に直接提出される登録出願に適用される本法の規定は、必要な修正を加えて、転換から生じる出願に適用される。

(3) 転換から生じる出願は、所定の様式によりなすものとし、次の事項を含めるものとする。

(a) 転換によって出願がなされる旨の陳述

(b) 取り消された国際登録の国際登録番号

(c) 必要に応じて、国際登録日又は事後指定日

(d) 国際登録の取消が記録された日

(e) 該当する場合は、国際出願において主張され、国際登録簿に記録された優先日

(4) 転換から生じる出願は、所定の返還されない手数料の納付を伴うものとする。

(5)

(a) 商標が、国際登録が取り消される日以前にモーリシャスにおいて保護されており、転換から生じる出願に関するすべての要件が満たされている場合、長官は、商標を登録する。

(b) 登録日は、必要に応じて、取り消された国際登録の日又は事後指定日とし、登録は、取り消された国際登録が享受した優先権を享受する。

(6)

- (a) 商標が、登録が取り消された日以前にモーリシャスにおいて保護されていなかった場合は、国際登録の目的で転換から生じる出願が提出される日以前にとられた手続又は措置は、転換から生じる出願の目的でとられたとみなされる。
- (b) 転換から生じる出願の出願日は、必要に応じて、国際登録日又は事後指定日とする。

第133条 本法とマドリッド議定書との間の抵触

本法の規定とマドリッド議定書及び共通規則の規定との間に抵触がある場合は、マドリッド議定書及び共通規則の規定が優先する。

第VIII章 雑則

第134条 住所、出願及び所有権の変更

(1) 次の事項の変更を求める利害関係人による申請は、所定の手数料の納付により、長官に書面によりなすものとし、関連する登録簿に記入される。

(a) 出願人又は登録された権利の所有者の住所

(b) 特許、植物品種、実用新案、回路配置、意匠又は商標の出願又は所有権

(2) 長官が本条(1)に基づく変更を受理した場合、長官は、当該変更に関連する登録簿に記入し、それを公報に公告する。

(3) 本条(1)に基づく変更は、本条(2)に基づいて関連する登録簿に記入がなされるまで、第三者に対して効力を有さない。

(4) 商標又は団体商標登録の所有権の変更を求める本条(1)に基づく申請に従い、当該変更が、特に商標又は団体商標が使用される予定である又は使用されている商品又は役務の性質、出所、製造方法、特性又はその目的への適合性に関して、欺瞞する又は混同を生じさせる虞があることを長官が決定した場合、長官は、当該申請を拒絶することができる。

第135条 ライセンス

(1) 地理的表示以外の産業財産権のライセンス又は当該ライセンスの申請は、長官に提出するものとし、長官は、それを記録し、それに関する秘密でない情報を公報において公告するが、ライセンスの条件は秘密として保持する。

(2) ライセンスは、記録が行われるまで、第三者に対して効力を有さない。

第136条 代理人

出願人の居住地又は主たる事業所がモーリシャス国外にある場合は、モーリシャスに居住し、業務を行っている弁護士又は大臣により承認された代理人が出願人を代理するものとする。

第137条 権利の保護

(1) 産業財産権の所有者は、本条(2)に従うことを条件に、当該権利を侵害した又は侵害する虞がある他者に対する救済手段を最高裁判所に申請することができる。

(2) 産業財産権の所有者又は排他的ライセンシーによる本法に基づく如何なる訴訟も、申立人が侵害行為を把握し又は知るべき理由を有した日から5年の期間を徒過した後に開始してはならない。

第138条 最高裁判所への上訴

- (1) 審判所の決定が法律上誤っているとして不服を有する者は、最高裁判所に上訴することができる。
- (2) 本条に基づく上訴は、最高裁判所により制定された規則に規定する方法により遂行される。
- (3) 最高裁判所には、審判所の決定から21日以内に上訴しなければならない。

第139条 違法行為

- (1) 保護権原の所有者又はライセンシー以外の者による、所有者の合意を得ないモーリシャスにおける第21条、第31条、第47条、第64条、第82条、第98条及び第109条にいう行為の実行は、違法とする。
- (2) 本条(1)に違反する行為を故意に実行する者は、違法行為を犯すものであり、有罪判決があったときは、250,000ルピー以下の罰金及び5年以下の期間の拘禁に処される。

第140条 不正行為

- (1)
 - (a) 本法第21条、第31条、第47条、第64条、第82条、第98条及び第109条に違反する行為は、不正行為に相当し、損害賠償請求を生じさせる可能性がある。
 - (b) 裁判所は、損害賠償に加えて、適切と考えるその他の救済手段又は救済を付与することができる。
- (2) 不正行為から生じる請求は、不正行為防止(産業財産権)法に従って遂行される。
- (3) 本条(1)に基づく訴訟において、裁判所は、他の法令に拘らず、場合に応じて、裁判所が決定する不正行為において使用された、それに関連する若しくはそれを生じさせた物品若しくは事物の没収又は廃棄を命令することができる。

第141条 規則

- (1) 大臣は、本法の適用上適切と考える規則を制定することができる。
- (2) 本条(1)に基づいて制定される規則は、次のことを規定することができる。
 - (a) 特許の付与及び実用新案、集積回路の回路配置、育成者権、意匠、商標及び地理的表示の登録並びにそれに関連する事項に係る手続
 - (b) 手数料の納付
 - (c) 本法の施行に必要な又はその結果として生じる事項、及び
 - (d) かかる規則に違反する者は、違法行為を犯すものであり、有罪判決があったときは、250,000ルピー以下の罰金に処されること

第142条 結果的改正

不正行為防止(産業財産権)法は、次のとおり改正される。

- (a) 第2条において,
 - (i) 「不正行為」の定義中,
 - (A) (a)を廃止し、次の号に置き換える。
 - (a) 2019年産業財産法第140条
 - (B) (b)及び(c)を廃止する。
 - (ii) 適切なアルファベット順で、次の新たな定義を挿入する。

「産業財産法令」とは、不正行為(産業財産権)法及び本法を意味する。
- (b) 第5条(2)及び第6条(2)において、(c)の後に、次の新たな号を挿入する。
 - (ca) 実用新案、回路配置又は地理的表示

第143条 廃止

次の法律は廃止される。

- (a) 地理的表示法
- (b) 集積回路の回路配置(トポグラフィー)法
- (c) 特許、意匠及び商標法

第144条 留保及び経過規定

(1) 廃止される法令に基づいて付与を受けた産業財産権の付与又は登録を求める出願は、本法が施行されたときは、本法に基づいて付与を受けたものとみなされる。

(2) 廃止される法令に基づいてなされたが、本法の施行時に扱われていない産業財産権の付与又は登録を求める出願は、本法に基づいてなされたものとみなされ、本法に基づいて処理される。

(3) 廃止法令に基づいて産業財産庁の管理官に付託されたが、本法の施行時に扱われていない事項は、本法に従って長官により扱われる。

(4) 産業財産権の付与又は登録のために本法の施行前に廃止法令に基づいて発行され、本法の施行時に効力を有する登録証は、その満了まで有効に存続する。

(5) 廃止法令に基づいて更新された産業財産権の登録は、本法が施行されたときは、その満了まで有効に存続する。

(6) 廃止法令に基づいて設置された産業財産審判所における審判請求又はその他の事件の審理であって、

- (a) 本法の施行時に開始し、係属しているものは、廃止法令がなお効力を有するものとして継続し、又は
- (b) 本法の施行時に開始していないものは、本法に基づいて審判所の管轄に属する場合は、審判所に移行される。

(7) 長官は、廃止法令に基づいて産業財産庁が備える登録簿及びその他の関連する記録の管理者とする。

(8) 本法の施行時に、廃止される法令に基づく公職にある者は、本法に基づく対応する公職に任命されたものとみなされる。

(9) 本法に、廃止される法令からの必要な移行に関する規定がない場合、大臣は、当該移行に関する規則を制定することができる。

(10) 本条において、

「廃止される法令」とは、第143条に基づいて廃止される法令を意味する。

「廃止法令」とは、特許、意匠及び商標法を意味する。

第145条 施行

(1) 本条に従うことを条件に、本法は、布告により定められる日に発効する。

(2) 本法の異なる条の発効について異なる日を定めることができる。